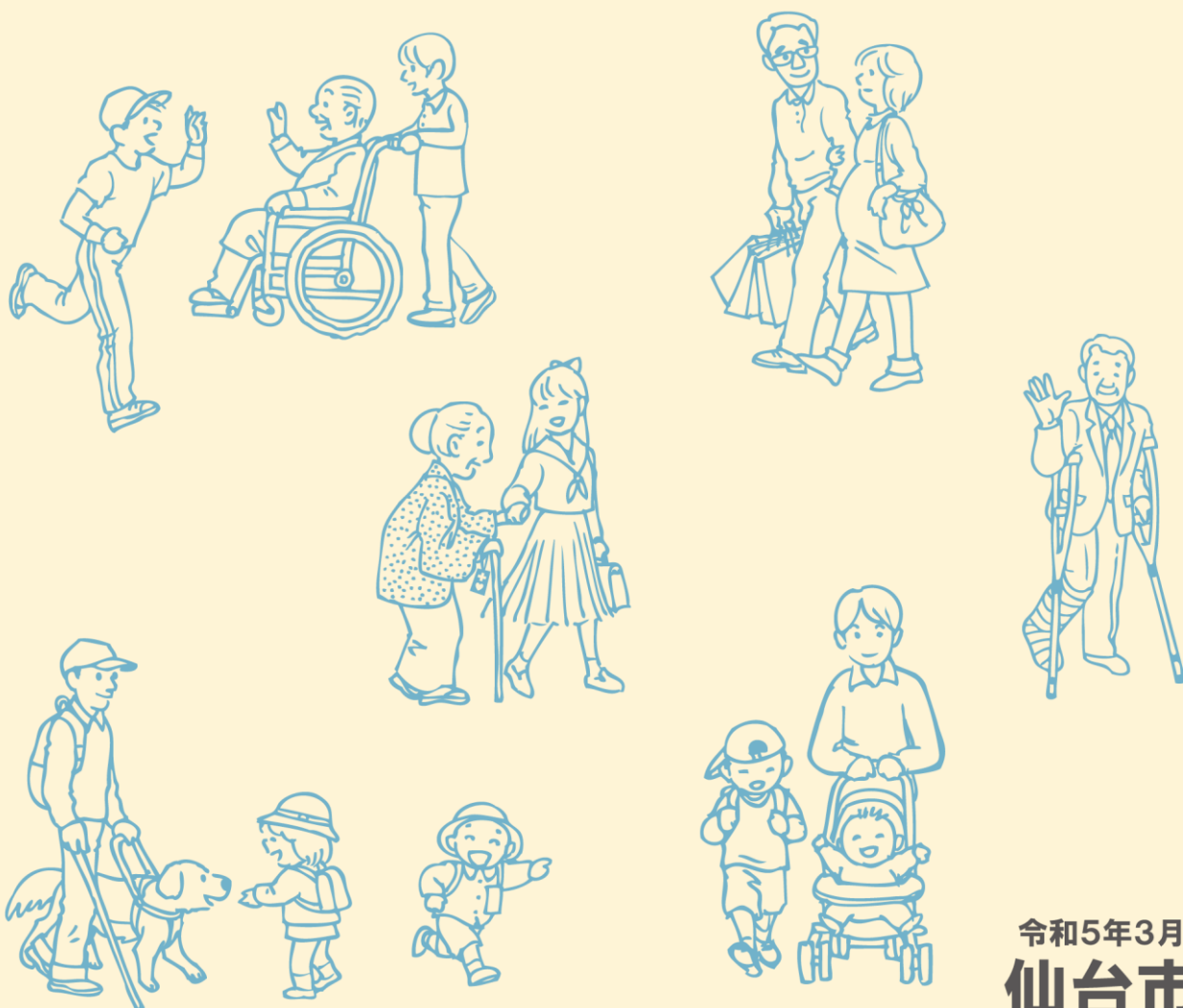


仙台市 バリアフリー 基本構想

■ 地区別構想《泉中央地区・長町地区》 ■



令和5年3月
仙台市

目 次

第1章 仙台市バリアフリー基本構想について	1
1 基本構想策定の趣旨	2
2 基本構想の構成と地区別構想の位置づけ	4
第2章 地区別構想〈泉中央地区〉	7
1 地区の概況	8
2 バリアフリー化の基本方針	17
3 重点整備地区と生活関連経路の設定	20
4 地区別構想の評価について	26
第3章 地区別構想〈長町地区〉	36
1 地区の概況	37
2 バリアフリー化の基本方針	47
3 重点整備地区と生活関連経路の設定	50
4 地区別構想の評価について	56

第1章 仙台市バリアフリー基本構想について

- 1 基本構想策定の趣旨
- 2 基本構想の構成と地区別構想の位置づけ

1 基本構想策定の趣旨

(1) 背景

わが国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同じように生活を送り活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが進められてきました。

このような中、平成6年に不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者が使う建築物のバリアフリー化を進めるために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）が制定されました。

また、平成12年には、駅等の公共交通機関を中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が制定されました。

(2) 交通バリアフリー法に基づく旧基本構想の策定

本市のこれまでの取組みとしては、交通バリアフリー法に基づいて、平成15年3月に「仙台市交通バリアフリー基本構想（全体構想）」と「仙台駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を、また平成16年3月に「仙台都心地区交通バリアフリー基本構想」を、平成17年3月に「泉中央・長町地区交通バリアフリー基本構想」を策定し（以下「旧基本構想」という）、目標年次の平成22年に向けてバリアフリー整備を進めてきました。

(3) バリアフリー新法の制定

そのような中、平成18年6月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）が公布され、同年12月から施行されました。

(4) バリアフリー新法の改正

平成30年には、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる改正法が施行されました（以下「バリアフリー改正法」という）。

バリアフリー改正法では、基本構想において定められた重点整備地区における特定事業等について、おおむね5年ごとに実施状況の調査、分析、評価を行うよう努めることとされました。

令和2年には、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフトの対策を強化する規定・義務・責務等を整備する改正法が施行されました。

※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は2021年に延期

2 バリアフリー基本構想の構成と地区別構想の位置づけ

(1) 構成

仙台市バリアフリー基本構想は、仙台市全体としてバリアフリーの実現に向けた基本的な方針及び重点的に整備を進めるべき地区の候補地やその優先順位等をまとめた「全体構想」と、法に基づき重点整備地区の範囲並びに生活関連経路を定めた地区別の「地区別構想」で構成します。

本基本構想は、仙台都市圏の南北の広域拠点・交通拠点である泉中央地区及び長町地区の特性や課題を踏まえた両地区の地区別構想です。

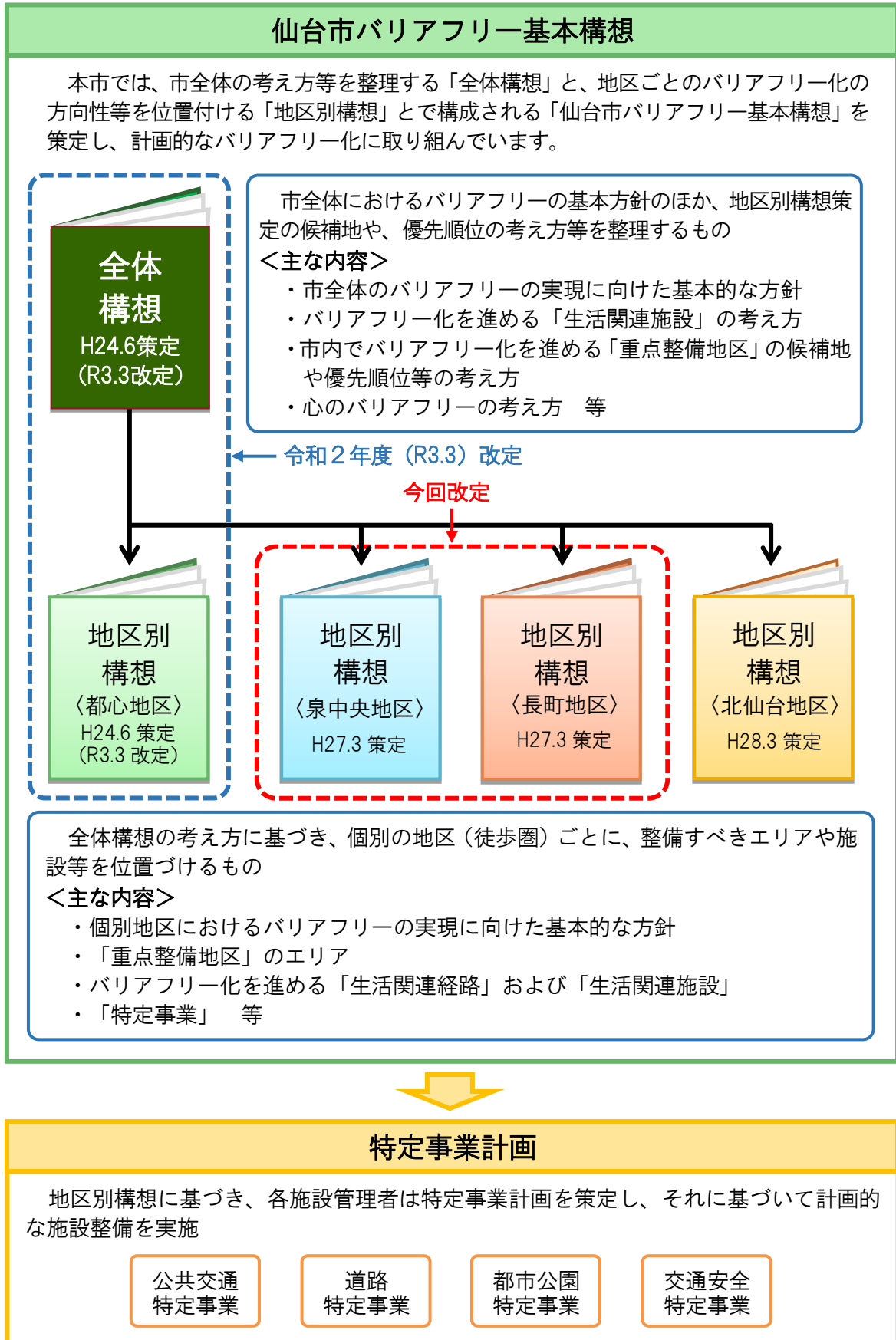
(2) これまでのバリアフリー基本構想の策定と改定の経緯

平成24年度に全体構想及び都心地区における地区別構想を策定し、その後平成26年度に泉中央地区と長町地区、さらに平成27年度には、北仙台地区の地区別構想を策定しました。

平成24年度に策定した全体構想は、令和2年度に目標年次を迎えたことから改定しました。

バリアフリー新法の改正や、地下鉄東西線の開業、平成24年度以降の生活関連施設の分布状況などに基づき、重点整備地区候補地の再評価などを行い、令和2年度に新たな「全体構想」として改定したものです。同年、この全体構想に基づき、あわせて都心地区の地区別構想も改定しています。

泉中央地区と長町地区の地区別構想は、すでに改定した全体構想や、生活関連施設の立地状況の変化を反映させるとともに、これまで進めてきた事業の進捗状況や整備内容について評価し改定するものです。



第2章 地区別構想〈泉中央地区〉

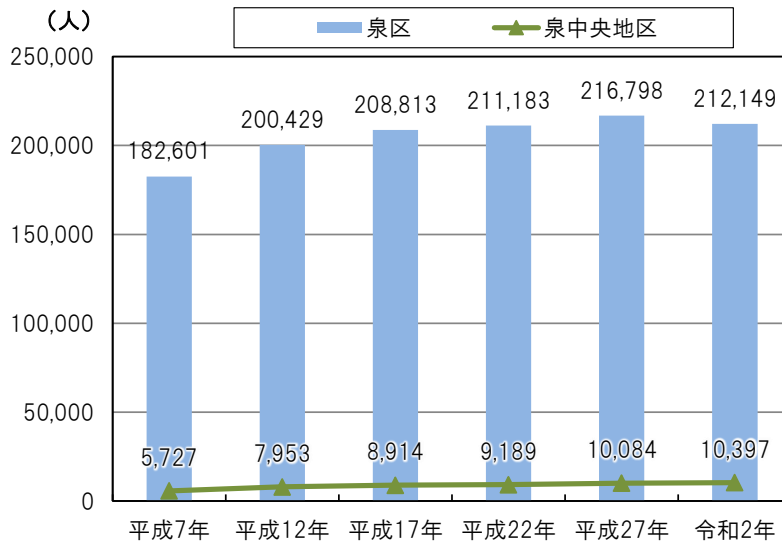
- 1 地区の概況
- 2 バリアフリー化の基本方針
- 3 重点整備地区と生活関連経路の設定
- 4 地区別構想の評価について

1 地区の概況

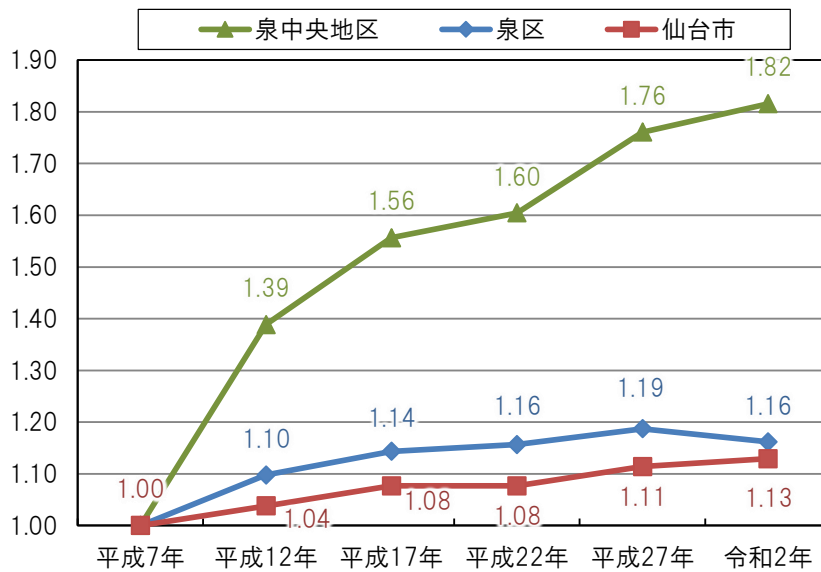
(1) 人口等の状況

人口推移

泉中央地区の人口は増加を続けており、全市と比べても高い増加率となっています。



泉中央地区の人口推移



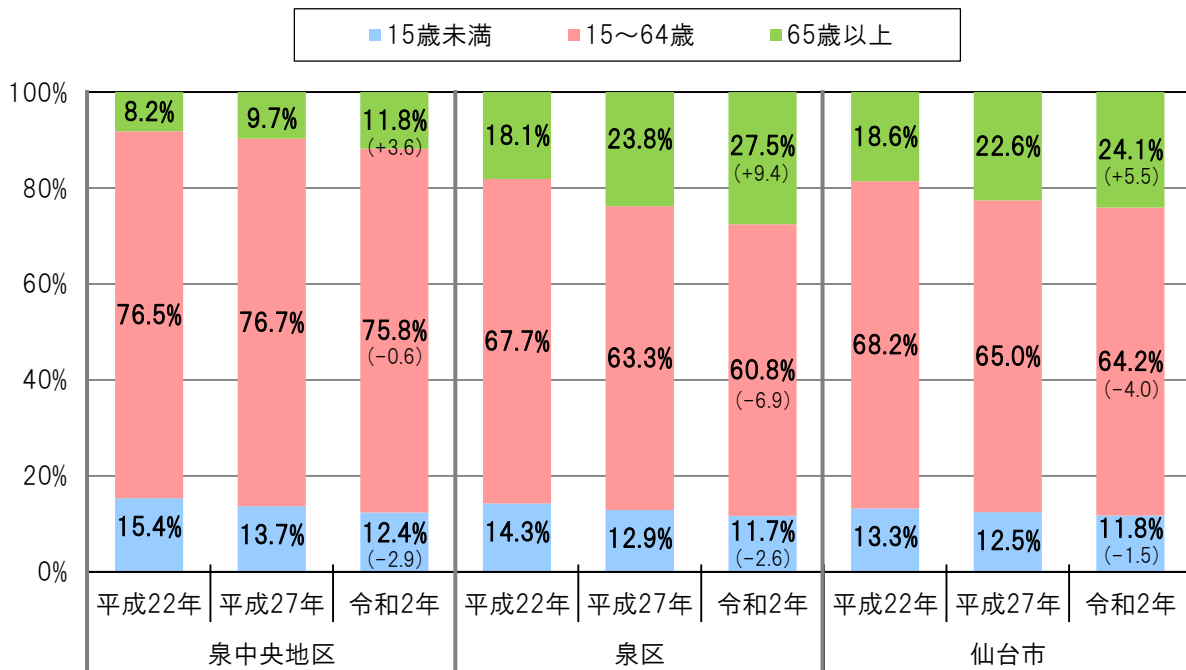
人口の増減率（平成7年基準）

資料：国勢調査

※ここでの「泉中央地区」は、国勢調査の小地域集計における「泉中央1～4丁目」としてしています。

高齢者の状況

泉中央地区における65歳以上の人口の割合は増加傾向にありますが、全市及び泉区における65歳以上の人口の割合よりも少ない割合となっています。



泉中央地区の年齢3区分構成

資料：国勢調査

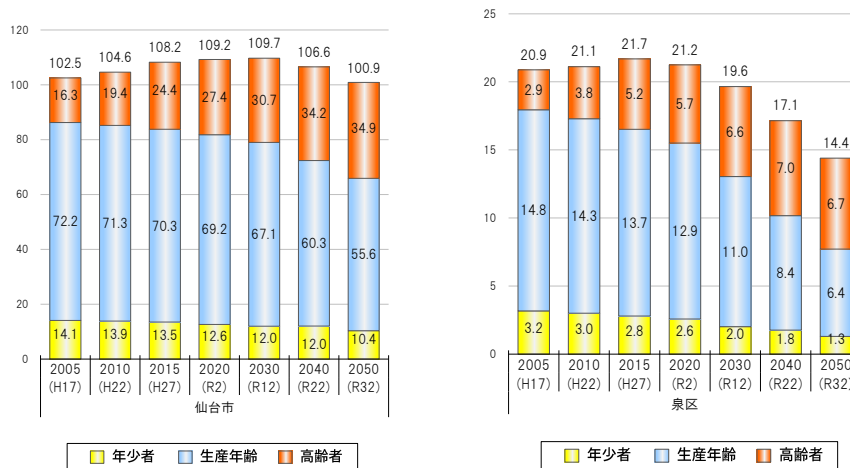
※令和2年数値下（ ）内の数字は、平成22年からの変化分を表しています。

※ここでの「泉中央地区」は、国勢調査の小地域集計における「泉中央1~4丁目」としています。

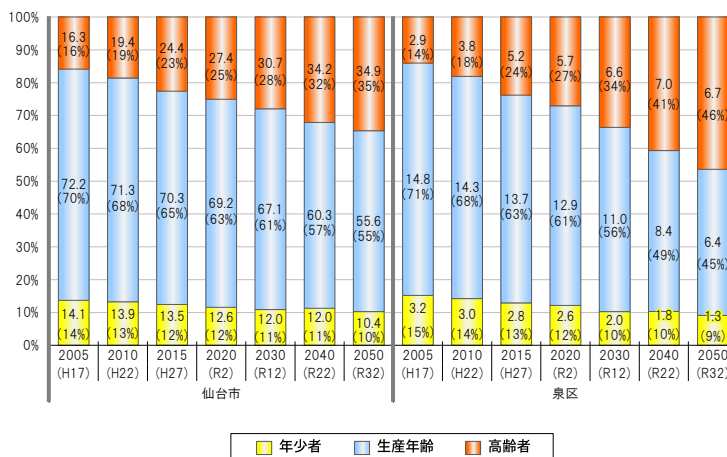
将来人口の見通し

仙台市の人口は、緩やかに減少する見込みです。泉区の人口は全市と比べ、大きく減少が見込まれています。

少子高齢化は今後さらに進展する見込みですが、泉区における65歳以上の人口の割合は、全市の65歳以上の人口の割合よりも増加する見込みです。



仙台市、泉区の人口の推移と見込み（単位：万人）

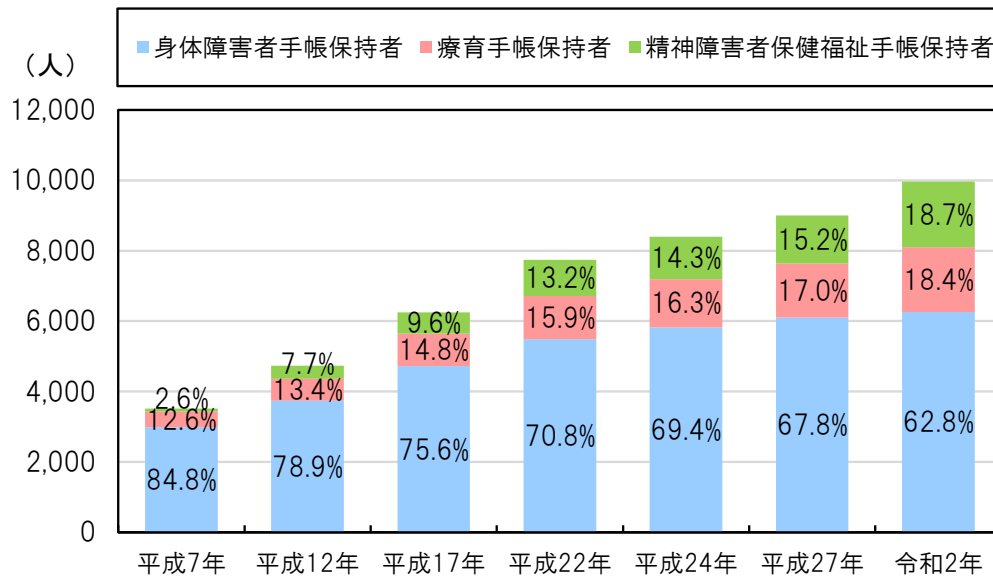


仙台市、泉区の年齢三区分構成の推移と見込み（単位：万人）

資料：【H17～H27】国勢調査
 【R2】住民基本台帳 (R2.10)
 【R12～R32】仙台市まちづくり政策局資料

障害者等の状況

泉区の身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者の総数は、増加傾向にあります。



泉中央地区の障害者の状況

資料：健康福祉局事業概要

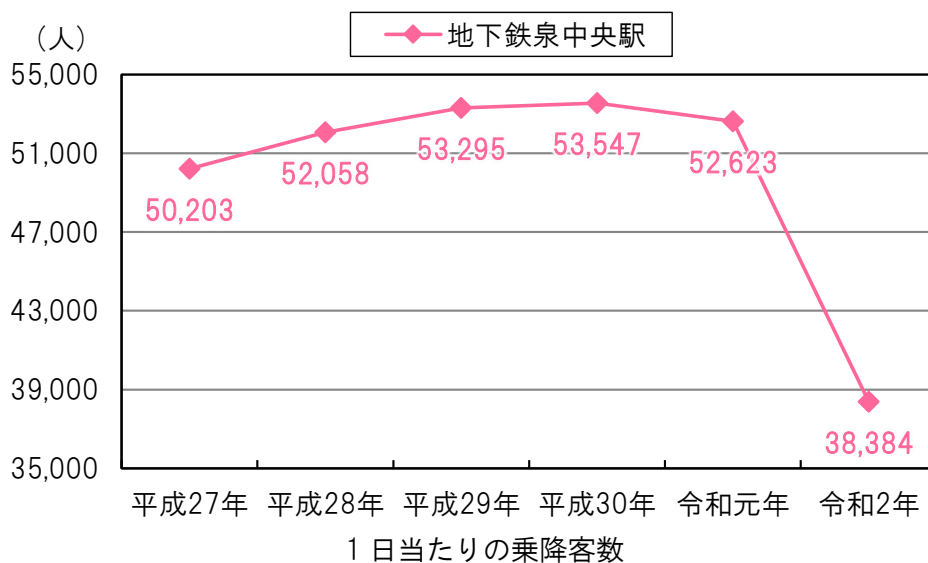
(2) 公共交通機関の状況

地下鉄南北線の起点駅である泉中央駅の東側にはバスターミナルが立地し、仙台都市圏北部の交通結節点となっています。

地下鉄泉中央駅の乗降客数は平成30年度から令和元年度にかけて減少していますが、特定旅客施設の要件（5,000人/日）を上回っています。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で乗降客数が減少しています。

地下鉄泉中央駅改札と地下鉄泉中央駅に結節するバスターミナルがともに地上1階レベルであり、さらにバスターミナルにバス乗り場が集約されていることから、地下鉄・バスの円滑な乗換が可能です。

地下鉄泉中央駅周辺から地下鉄泉中央駅およびバスターミナルへの歩行者動線には、ペDESTリアンデッキ、エレベーター、エスカレーター等が整備されています。



※1日当たりの乗降客数=1日平均乗車人員×2

資料：仙台市統計書



泉中央駅周辺のバス停位置図



泉中央駅バスターミナルの状況

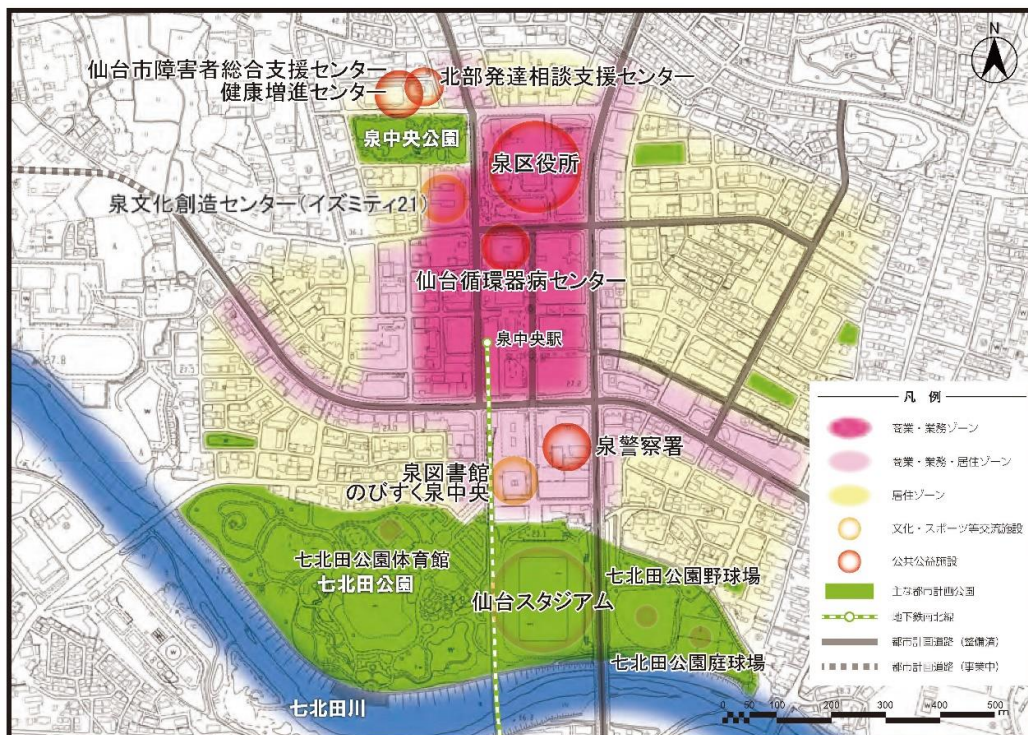
(3) 都市づくりの方向性

泉中央地区は、仙台都市圏北部の活動を支える生活拠点であり、仙台都市圏北部と都心とを結ぶ重要な交通の拠点となっている地区です。そのため、都心地区との機能分担や連携を図りながら、泉区役所建て替えを契機とした様々な都市機能の強化や更なる賑わい創出のため「仙台市都市計画マスタープラン地域別構想」において、下記の「都市づくりのテーマ」と5つの基本方針を定めています。

都市づくりのテーマ：「人と人が出会い、交流広がり感動あふれる泉中央」

- 基本方針1：都市圏北部の多様な活動を支える都市機能の強化
- 基本方針2：広域拠点の利便性を活かした都市型居住の推進
- 基本方針3：都市圏北部の移動を支える交通環境の改善
- 基本方針4：地下鉄駅周辺の賑わいと緑・潤いがあふれる都市空間の形成と活用
- 基本方針5：都市圏北部の生活を守る安全・安心な都市空間の形成

泉中央地区のバリアフリー基本構想は、これらの都市づくりの方向性に合わせて検討していきます。



泉中央地区の都市づくりのエリア図

資料：仙台市都市計画マスタープラン地域別構想（R4.3）

(4) 泉中央地区におけるこれまでの取組状況

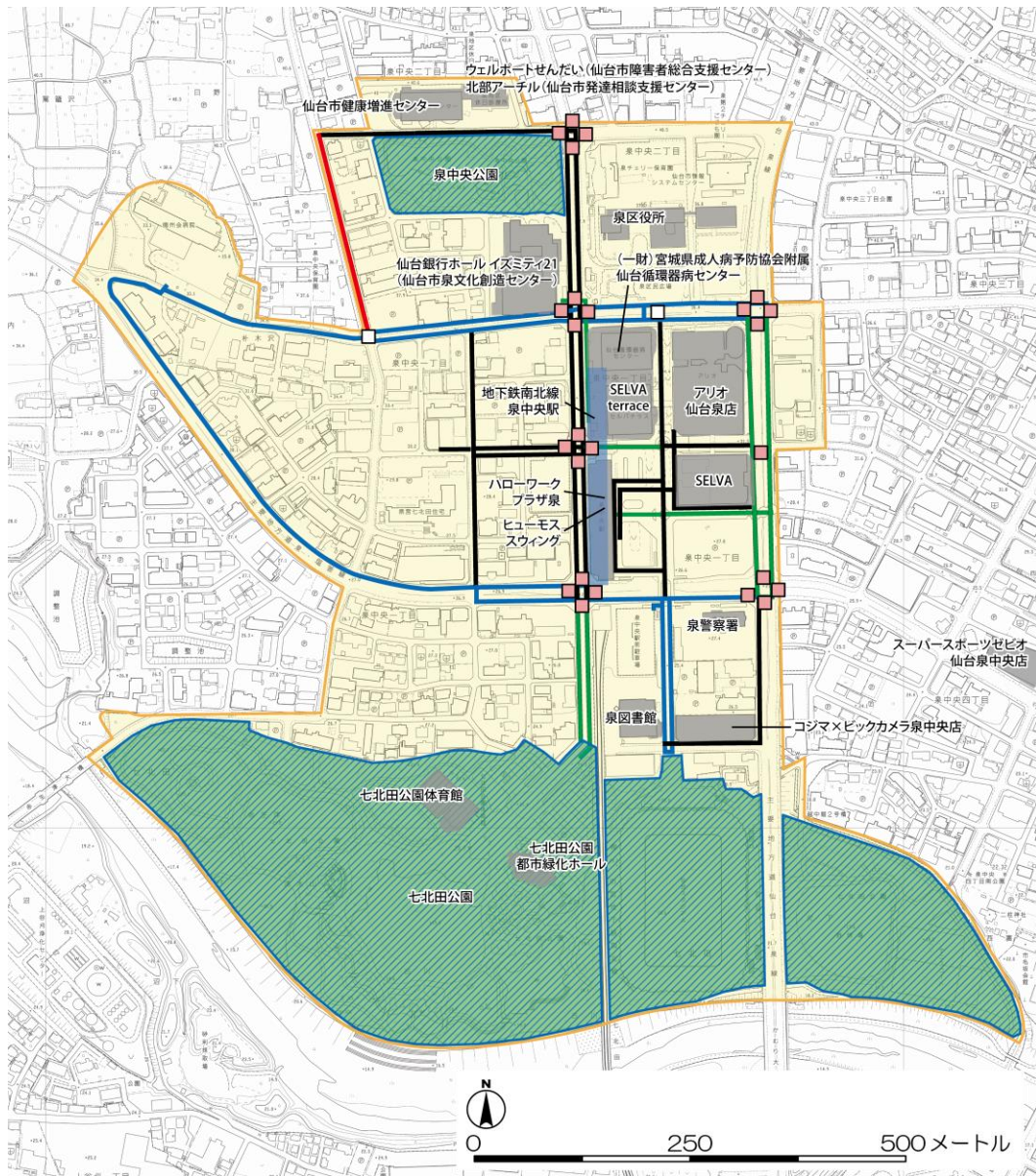
バリアフリー基本構想に基づく泉中央地区のバリアフリーの取組み状況の概要を以下に示します。

<p>〈歩道の整備状況の例〉</p> 		<p>〈2段手すりの整備〉</p> 
<p>〈バリアフリー対応型信号機の整備状況の例〉</p> 		<p>〈エスカレーター上下の注意喚起用ブロック〉</p> 

〈歩道の整備状況（未整備区間）の例〉

視覚障害者誘導用ブロック未整備。
側溝等による歩道の段差、目の粗い樹蓋等が未改修。

	
---	--



特定事業整備状況凡例		その他凡例	
道路特定事業(生活関連経路)		重点整備地区状況	
— 事業完了	— 事業中	— 未着手	
— 課題がない区間(事業計画なし)			
交通安全特定事業		生活関連施設	
□ 既存	■ 事業完了	■ 旅客施設(駅)	■ 公園
□ バリアフリー対応型信号機	■ 事業中	■ その他施設 (ホテル、駐車場、公共用歩廊、バスターミナル除く)	
都市公園特定事業			
□ 既存	■ 事業完了		
□ バリアフリー対応型信号機	■ 未着手		

泉中央地区特定事業整備進捗状況図(令和2年度末時点)

※生活関連施設の位置は令和3年8月時点

2 バリアフリー化の基本方針

(1) 基本理念と基本方針

全体構想の基本理念のもと、泉中央地区の特性や都市づくりの方向性を踏まえ、泉中央地区におけるバリアフリーの基本理念、基本方針を以下のとおりとします。

【基本理念】

仙台都市圏北部の成熟した広域拠点として、
充実した都市機能のもとバリアフリーによる移動等円滑化を図り、
快適に安心して生活できるまちの創出

泉中央地区は、仙台都市圏北部の活動を支える生活拠点として公共施設や商業・業務施設が集積しており、さらに仙台都市圏北部と都心とを結ぶ重要な交通の拠点となっています。

今後は、地区内の充実した都市機能を活かしつつ、必要に応じて老朽化した施設の更新を図りながらバリアフリー化を進めていく必要があります。

本基本構想では、これらの地区特性及びバリアフリー改正法の趣旨を踏まえ、バリアフリー化を推進するとともに、日常生活における移動等の円滑化を図り、快適に、安心して生活できるまちを目指します。

【基本方針】

全体像：社会参加・自己実現の支援

ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、仙台都市圏北部の活動を支える生活拠点として、誰もが快適で安心な生活環境の整備を図り、高齢者や障害者等が社会参加しやすいまちづくりを進めます。

泉中央地区は、仙台都市圏北部の活動を支える生活拠点であり、また仙台都市圏北部と都心とを結ぶ重要な交通の拠点となっています。

また、泉中央駅を中心として、大型商業施設や仙台スタジアムなどの施設が立地し、生活の拠点として多くの人が行き交うまちとなっています。こうした地区内において、高齢者や障害者等にとっても快適に安心して生活・移動できるよう、バリアフリー化を進めます。

ソフト施策：市民の支え合い、心のバリアフリー

泉中央地区の市民だけでなく仙台都市圏北部から泉中央地区に訪れる来街者が高齢者や障害者等への理解を深め、ともに支え合う環境をつくり、成熟した広域拠点にふさわしい、バリアフリーに対する意識の向上、モラル・マナーの向上を進めます。

泉中央地区は仙台都市圏北部と都心を結ぶ拠点であることに加え、様々な都市機能が集積していることから、多くの人々が地区外から訪れています。

高齢者や多様な障害者等の移動等円滑化を実現するために、ハード整備だけでなく、地区外から訪れる来街者に対しても、バリアフリーの重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

ハード施策：魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり

泉中央地区の都市機能を活かしながら、歩行者の安全確保や利便性の向上を図るバリアフリー化を進めるとともに、既存施設の更新にあわせた改善により、成熟した広域拠点にふさわしい快適で安心できるまちづくりを進めます。

これまで旧基本構想や平成26年度に策定した本基本構想に基づき、泉中央地区のバリアフリー化を進めてきました。

歩行者の安全確保や利便性の向上を図るため、必要な整備を引き続き進めていくとともに、これまで整備してきた施設の更新にあたっては、従来からの機能を維持するだけでなく、高齢者や障害者等にとってさらに利用しやすい施設となるよう改善に努めます。

実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働

泉中央地区のバリアフリーの推進に当たっては、地区外から訪れる来街者も含めた市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、連携・協働して取り組みます。

バリアフリー化の推進においては、ハード施策の実施とともに、ソフト施策における市民の理解、連携・協働が重要です。仙台都市圏北部の生活拠点として多くの人が行き交う泉中央地区では、様々な立場の人たちとの連携・協働のうえ継続したバリアフリー化の取り組みが必要です。

このため、市民が多様な障害等に関する正しい知識と理解を深め、一人ひとりができることを実行していく必要があります。また、事業者（各管理者）は、バリアフリー化のためのハード整備を実施するだけでなく、それぞれの事業内容に応じた心のバリアフリーに関する啓発活動等も実施します。行政はこうした活動の支援と推進を図る取り組みを進めます。

(2) 目標年次

目標年次は、「仙台市バリアフリー基本構想 全体構想」と同じ、令和12年度とします。

また、上記全体構想と同様に概ね5年後を目標に、各特定事業計画の進捗状況を調査、分析、評価し定期的なスパイラルアップを図ります。

3 重点整備地区と生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の区域の設定

バリアフリー化を一体的に進める地区として重点整備地区を定めます。

旅客施設を中心とする徒歩圏に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する「生活関連施設」が集積している地区を、重点整備地区の区域として設定します。

なお、区域の境界は、主要な道路や河川、町丁界を考慮しました。

■重点整備地区とは？

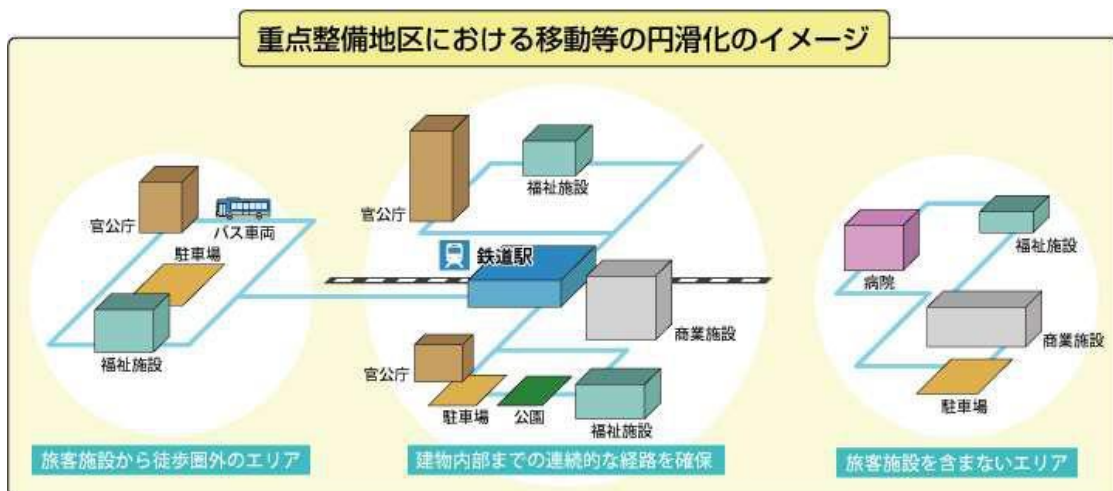
バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区を「重点整備地区」と呼びます。重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成されます。

バリアフリー法では、以下のとおり、重点整備地区設定の要件を示しています。

～ 重点整備地区設定の要件 ～

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

資料：バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより抜粋



重点整備地区のイメージ

(2) 生活関連経路の設定

設定の考え方

泉中央地区では、全体構想で定めた生活関連経路設定の考え方に基づく「より多くの人を利用する経路」や「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」以外にも、バリアフリー化の整備状況などにも配慮し、生活関連経路を設定します。

また、利用者の視点も取り入れるため、住民参加による「まち歩き」（現地点検）やワークショップ等を実施しながら検討しました。

【全体構想における生活関連経路設定の考え方】

○より多くの人を利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路などを優先的に選定します。

○生活関連施設相互のネットワークを確保

旅客施設とそれ以外の生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮します。同時に、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮します。

■生活関連施設とは？

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことを言います（※）。つまり鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当します。

■生活関連経路とは？

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」（※）、つまり「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路」を指し、生活関連施設を徒歩で繋ぐ道路や階段、エレベーターなどが該当します。

※バリアフリー改正法第2条第23のイ より

(3) 重点整備地区と生活関連経路の見直し結果

生活関連施設の分布状況から、重点整備地区の区域と生活関連経路の見直しが必要になる変化は見られなかったことから、これまでの区域と生活関連経路を再度位置付けるものとします。

なお、重点整備地区外に移転した病院もありますが、既存の生活関連経路は地区の回遊性を高める主要動線であり、経路の変更は行わないものとします。

以下に、生活関連施設の分布状況、重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路を示します。

生活関連施設の分布状況

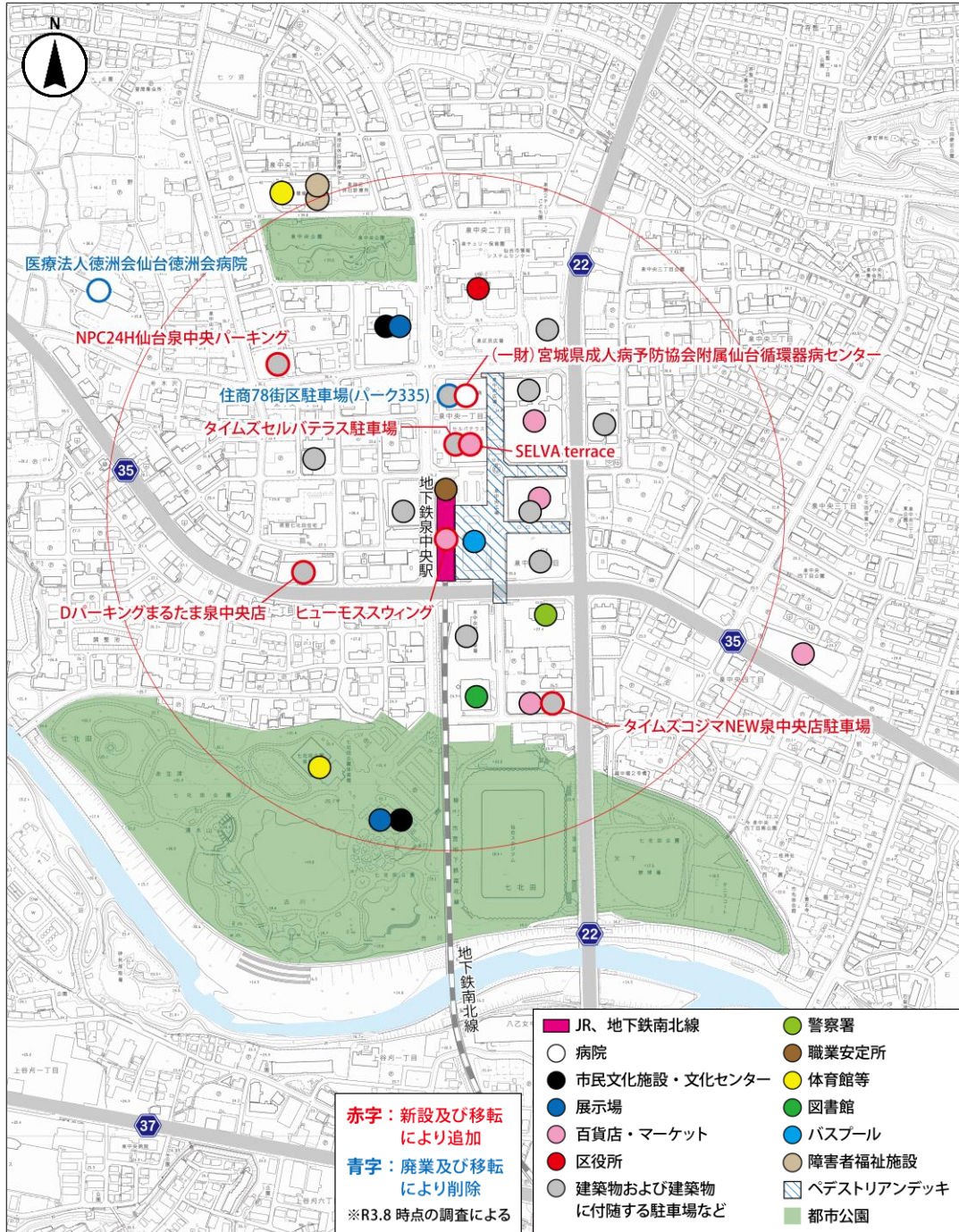
全体構想で示されている要件に基づいた、泉中央地区の生活関連施設およびその分布状況は以下のとおりです。

- ・ 生活関連施設が、地下鉄泉中央駅を中心として各方面に立地しています。
- ・ 泉中央地区の北側には、病院、区役所、複合文化施設が立地しています。
- ・ 泉中央地区の南側には、公園、体育館、図書館が立地しています。
- ・ 建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場（500㎡以上）は、泉中央駅周辺に多く立地しています。

平成26年度策定時から、主に18)自動車停留・駐車のための施設の増加により、生活関連施設が増加しています。

生活関連施設の要件と泉中央地区における分布状況

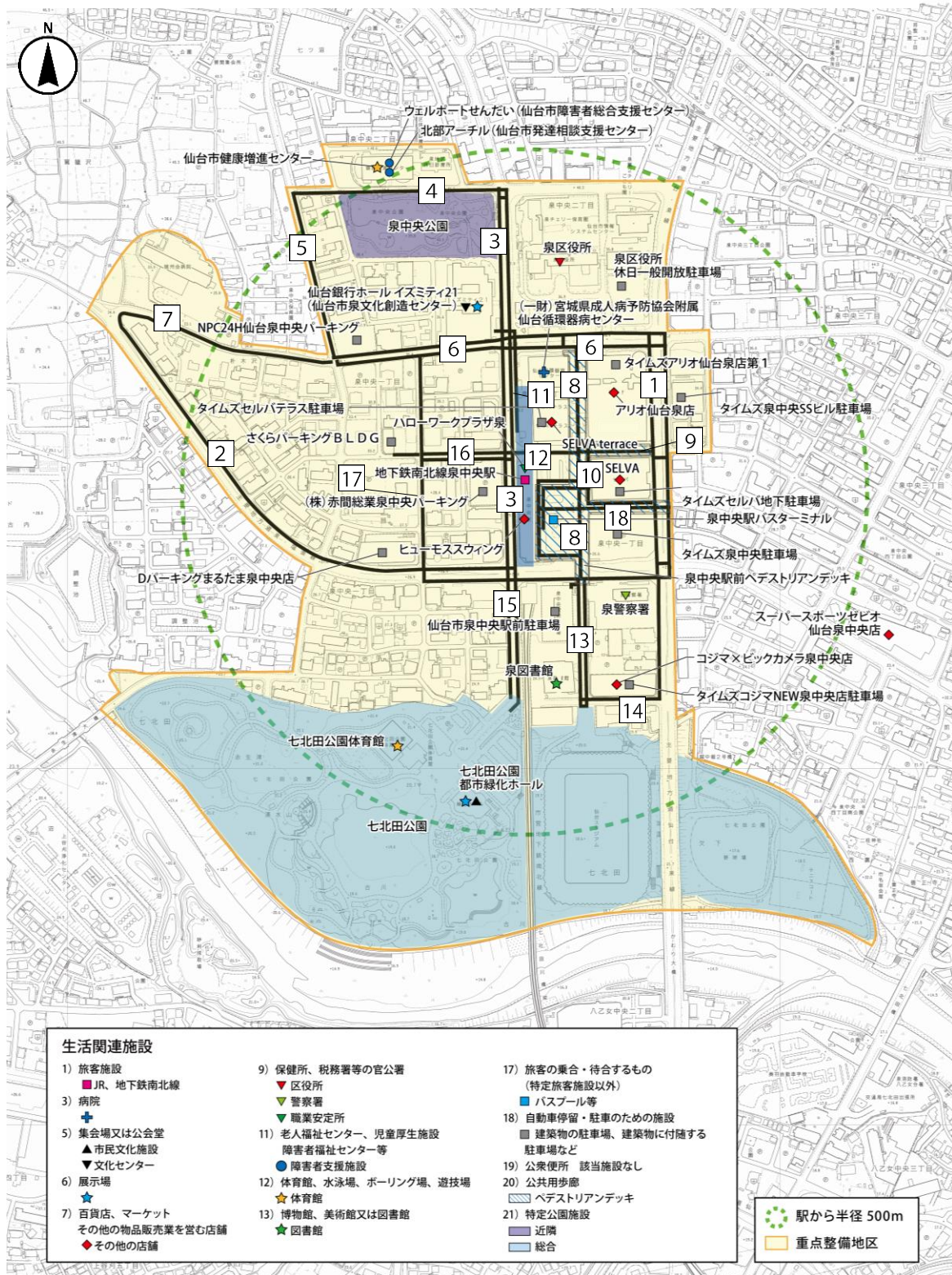
法・政令による施設分類	生活関連施設の要件	施設数	
		R3	H26
1) 旅客施設	乗降客数3千人/日以上	1	1
2) 特別支援学校（（旧）視覚、聴覚、養護学校）	全て	0	0
3) 病院	全て	1	1
4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全て (民間施設は2,000㎡以上)	0	0
5) 集会場又は公会堂		2	2
6) 展示場		2	2
7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000㎡以上	5	4
8) ホテル又は旅館		0	0
9) 保健所、税務署等の官公署	窓口のある施設	3	3
10) 老人ホーム、福祉ホーム等高齢者、障害者等が利用するもの	拠点施設	0	0
11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等		2	2
12) 体育館、水泳場、ホーリング場、遊技場	全て	2	2
13) 博物館、美術館又は図書館	(民間施設は2,000㎡以上)	1	1
14) 公衆浴場	2,000㎡以上	0	0
15) 飲食店		0	0
16) 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等		0	0
17) 車両停車場、船舶・航空機発着場等旅客の乗降・待合いするもの	拠点施設	1	1
18) 自動車停留・駐車のための施設 (建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場など)	500㎡以上	12	9
19) 公衆便所	全て	0	0
20) 公共用歩廊	全て	1	1
21) 特定公園施設	街区公園、都市緑地、緑道、 河川公園、風致公園を除く	2	2



○：重点整備地区候補地
 (3以上の主な生活関連施設が集約する乗降客数
 3,000人/日以上の旅客施設の半径500mの範囲)

泉中央地区における生活関連施設の分布（令和3年8月時点）

泉中央区の重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路



泉中央地区における重点整備地区と生活関連施設および生活関連経路（見直し結果）
（令和3年8月時点）

【生活関連経路の概要】

主体	路線番号	道路種別	路線名	距離(m)	主な生活関連施設等	位置付け
仙台市	1	県道	仙台泉線	520	泉区役所、大規模商業施設、泉警察署	地区東側の南北軸として、公共施設や大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	2	県道	泉塩釜線	940	地下鉄泉中央駅、病院(移転済み)、泉警察署	市道七北田実沢線と連絡し、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	3	市道	七北田実沢線	540	地下鉄泉中央駅、七北田公園、健康増進センター、イズミティ 21	地区内の南北軸として、公共施設や障害者福祉施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	4	市道	泉中央 101 号線	280	健康増進センター、ウェルポートせんだい、北部アーチル	市道七北田実沢線、市道泉中央幹線 1 号線と連絡し、区役所・イズミティ 21 方面および病院方面から、健康増進センター、ウェルポートせんだい、北部アーチルへのアクセスの役割を担う。
	5	市道	泉中央幹線 1 号線	250	健康増進センター、ウェルポートせんだい、北部アーチル	市道泉中央 101 号線と市道駕籠沢日野線を連絡し、病院と健康増進センター、ウェルポートせんだい、北部アーチル間のアクセス機能を担う。
	6	市道	泉中央幹線 2 号線	460	泉区役所、イズミティ 21、病院	地区内の東西軸として、公共施設や病院等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	7	市道	駕籠沢日野線	320	病院（移転済み）	県道泉塩釜線、市道泉中央幹線 2 号線と連絡し、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	8	(市道)	ペDESTリアンデッキ地上 2 階 (泉中央歩行者専用道路 1 号線)	580	地下鉄泉中央駅、泉中央駅バスターミナル、大規模商業施設、泉区役所	泉中央駅から大規模商業施設、公共施設等への歩行者の主要動線であるとともに、県道仙台泉線、県道泉塩釜線、市道泉中央幹線 2 号線等の主要路線と連絡し、地区の回遊性を高める役割を担う。
	9	市道	泉中央歩行者専用道路 2 号線	90	大規模商業施設	ペDESTリアンデッキと県道仙台泉線を連絡し、駅、大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める役割を担う。
	10	-	ペDESTリアンデッキ地上 1 階	320	地下鉄泉中央駅、泉中央駅バスターミナル、大規模商業施設	泉中央駅、バスターミナルから大規模商業施設等への歩行者の主要動線であるとともに、県道仙台泉線と連絡し、地区の回遊性を高める役割を担う。
	11	-	地下通路	210	地下鉄泉中央駅、泉区役所、イズミティ 21	泉中央駅から泉区役所、イズミティ 21 方面へのアクセス機能を担う。
	12	市道	泉中央駅入口線	90	地下鉄泉中央駅、大規模商業施設	ペDESTリアンデッキと市道仙台泉線を連絡し、地区の回遊性を担保する役割を担う。
	13	市道	泉中央 26 号線	170	泉図書館、七北田公園、大規模商業施設	泉中央駅周辺から泉図書館方面へのアクセス機能を担う。
	14	市道	泉中央 25 号線	110	泉図書館、大規模商業施設、七北田公園	県道仙台泉線と市道泉中央 26 号線を連絡し、泉図書館、大規模商業施設等へのアクセス機能を担う。
	15	市道	泉中央 108 号線	210	七北田公園、七北田公園体育館、七北田公園都市緑化ホール	泉中央駅周辺から七北田公園方面へのアクセス機能を担う。
	16	市道	泉中央 49 号線	160	駐車場	泉中央駅周辺から駐車場へのアクセス機能を担う。
	17	市道	泉中央 50 号線	290	駐車場	歩行者のネットワークを形成し、県道泉塩釜線と市道泉中央幹線 2 号線を結ぶことにより、回遊性を高める役割を担う。
	18	市道	泉中央歩行者専用道路 3 号線	130	大規模商業施設	歩行者専用道路として、県道仙台泉線の東側施設及び東側地区への連絡性を高める役割を担う。

4 地区別構想の評価について

4-1 特定事業の概要とこれまでの取組み

重点整備地区内においては、各事業者が本地区別構想に沿って事業計画を作成し、生活関連施設や生活関連経路等の事業を実施します。また、事業実施にあたっては、各種基準（仙台市ひとにやさしいまちづくり条例等）やガイドライン、及びワークショップの意見を考慮し、バリアフリー化を推進します。

平成26年度の本基本構想策定時におけるワークショップでの意見も参考に、特定事業の基本的な考え方を以下のとおりとしていました。

〈平成26年度本地区別構想策定時のワークショップにおける意見の例〉

泉中央地区全体に関して

- 勾配が大きい歩道を回避する経路への案内・誘導が必要
- 老朽化した案内サイン、視覚障害者誘導用ブロックの補修・改善が必要
- 公共空間において、誰にでも分かる情報提供が必要

個別施設・設備に求めること

- 舗装は、滑りにくい素材で整備
- 案内・サインは、車いす利用者、聴覚障害の方、来街者等、みんなに分かりやすいものとするため、表示内容、表示形式（音響、触知、電光掲示板等）、大きさ、高さ等に配慮
- 視覚障害者誘導用ブロックは、シンプルで分かりやすい誘導となるよう敷設
- また、色（舗装面とのコントラスト）、素材等にも配慮
- 信号機は、聴覚障害者等に点滅状況、残りの青時間等を知らせるタイプのものを整備

市民の理解・意識向上に係る意見

- バリアフリーに関する市民の理解向上のため周知や情報提供が必要

(1) 公共交通特定事業

(平成 24 年策定 第 2 期(前期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画)

(平成 28 年策定 第 2 期(後期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画)

(令和 3 年策定 第 3 期(前期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画)

事業の基本的な考え方

公共交通特定事業は、旅客施設や車両の整備に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
利用者が円滑に移動等しやすい経路、改札口等の整備を図ります。	○駅構内の出入口からの経路、通路、改札口について、車いすで通行ができる幅の確保に努めます。 ○利用しやすいバス乗降場の設置に努めます。
利用者がわかりやすい標識、主要設備配置案内の整備を図ります。	○経路に沿った適切な位置に配置し、利用者がわかりやすい情報を提供できるよう、案内サインの設置・改善に努めます。 ○視覚障害者が安全に歩行しやすいよう、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、音響音声案内装置の設置に努めます。 ○車両等の運行などに関する情報の提供（電光掲示板等）に努めます。
その他旅客施設の駅施設・設備の利便性と安全性の向上を図ります。	○安全に使いやすく利用できる施設・設備（多機能トイレ、券売機等）の整備に努めます。
利用者が乗降しやすい車両の整備を図ります。	○高齢者や身体の不自由な方等が乗降しやすい車両の導入（地下鉄車両のバリアフリー化、ノンステップバスの導入など）に努めます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）」等に基づく取組みを進める。

(2) 道路特定事業

(平成29年策定 泉中央・長町地区道路特定事業計画(令和3年11月変更))

事業の基本的な考え方

道路特定事業は、歩道、上下移動施設、経路における案内標識等の移動円滑化のために必要な施設の設置、歩道の拡幅、路面構造の改善等に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
利用者が安全かつ安心して利用できる歩道のバリアフリー構造を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の補修等により、路面上の段差や勾配を改善するよう努めます。 ○歩道の拡幅や既存の歩道空間内で、有効幅員を確保するよう努めます。 ○歩車道の境界を明確にするよう努めます。 ○透水性舗装等、滑りにくく、歩きやすい舗装とすることに努めます。
利用者の利便性向上のため、利用しやすい構造のエレベーター等の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○車いすで利用しやすい構造のエレベーターへの更新に努めます。
視覚障害者の安全で安心できる歩行空間を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックは、既存のものも含め、分かりやすく最適な色、素材、配置となるよう、整備・改善に努めます。
利用者がわかりやすい施設案内や情報提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○経路に沿った適切な位置に配置し、利用者がわかりやすい情報を提供できるよう、案内サインの設置・改善に努めます。 ○老朽化により見えなくなった案内サインの補修等を行います。 ○より利便性・安全性の高い経路への誘導に努めます。
利用者の快適性向上のための整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ベンチなど休憩施設の整備に努めます。 ○夜間の利用が多い歩道等については、歩道用照明等の設置に努めます。
歩行者の円滑な移動を確保するため、放置自転車や不法占用物件の継続的な指導、啓発に努め、撤去強化も図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○放置自転車や看板等の不法占用物件の継続的指導、啓発活動に努めるとともに、撤去も行いながら歩行空間における放置自転車や不法占用物件の防止に努めます。

※上記事業方針の他に、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和4年6月国土交通省道路局)」等に基づく取組みを進める。

(3) 都市公園特定事業

(平成28年策定 仙台市都市公園バリアフリー特定事業計画

地区別計画《泉中央・長町地区》(令和3年11月変更))

事業の基本的な考え方

都市公園特定事業は、高齢者、障害者等の快適な利用に供するため、移動等の円滑化に必要な施設の改善に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
利用者が円滑に移動等できるよう施設の改善に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定公園施設(園路・広場を除く)については1以上の施設のバリアフリー化を進めます。 ○対象公園の設置目的等を踏まえ、主要な公園施設を設定し、バリアフリー化を進めます。 ○特定公園施設の種別ごとにそれぞれ1以上の施設及び主要な公園施設を結ぶ主動線を移動円滑化園路と定め、バリアフリー化を推進します。 ○バリアフリーの視点だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設の整備や管理に取組みます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(平成18年国土交通省令第115号)」等に基づく取組みを進める。

(4) 交通安全特定事業

(平成31年策定 仙台北・泉中央・長町地区交通安全特定事業計画)

事業の基本的な考え方

交通安全特定事業は、高齢者や障害者等誰もが安全な歩行を確保するため、信号機に関する事業や道路標識等の案内・誘導施設に関する事業を推進します。
また、車両の交通規制や違法駐車取締り強化等に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
交差点において安全にかつ安心して道路横断できるバリアフリー対応型信号機の設置を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○音や音声により視覚障害者に知らせる装置の設置に努めます。 ○高齢者等感応化（押しボタン）や歩行者経過時間表示機能装置の設置に努めます。 ○歩行者と車両が通行する時間を分離した「歩車分離式信号機」の設置に努めます。
安全性向上のため、道路標識・標示の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○道路標識の夜間の視認性を高めた高輝度標識や夜間照明装置標識の設置に努めます。 ○道路標示の夜間の視認性を高めた高輝度標識やエスコートゾーンの設置に努めます。
交通規制の強化、バリアフリーに関する教育・啓発活動の実施を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車取締りの強化に努めます。 ○流入車両や速度抑制対策に努めます。 ○自転車の走行ルールの遵守、マナー向上の啓発活動に努めます。 ○交通安全に関する啓発活動に努めます。

※上記事業方針の他に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）」等に基づく取組みを進める。

4-2 地区別構想の評価

令和3年度に開催されたバリアフリー推進協議会において、特定事業計画の進捗状況等の評価するとともに、まち歩きワークショップにより意見を頂きました。

地区別構想の評価結果（令和2年度末時点）

評価項目	指標	評価結果
(1) アウトプット評価		
特定事業計画の進捗状況	特定事業の進捗率	公共交通、交通安全事業は完了。道路、公園は未完および未着手箇所がある。（進捗率は下表のとおり）
(2) アウトカム評価		
① 公共交通機関の利用向上	鉄道駅の乗降者数	新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているが、各特定事業計画のバリアフリー化事業が実施され、利用向上が図られている。
② 各施設利用に対する市民満足度	整備内容についての市民満足度（まち歩きワークショップにおけるアンケート調査）	全体の満足度は82% (令和3年度末時点)

(1) アウトプット評価（特定事業計画の進捗状況）

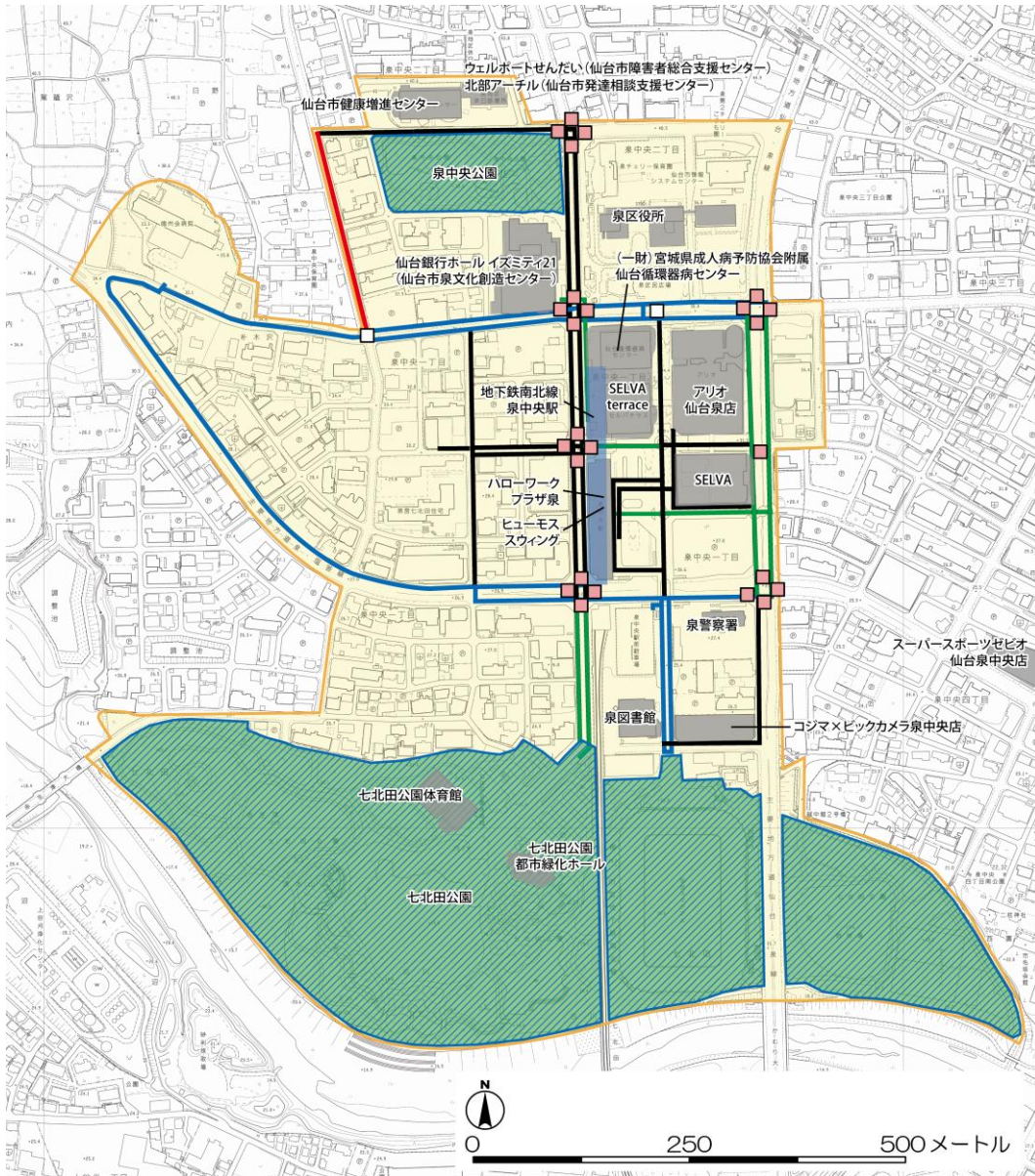
- ◆ 公共交通や交通安全の特定事業計画に基づくバリアフリー化の整備は計画期間内に完了しています。
- ◆ 道路や都市公園の特定事業計画に基づくバリアフリー化の整備は、目標年次である令和2年度末でも完了していない状況です。

特定事業計画の進捗状況（令和2年度末実績）

事業計画		策定時期	計画期間	事業数	整備済みの進捗率(%)※1	着手率(%)※2	
道路特定事業計画	泉中央地区	H29年3月	R2年度	45	76.0	84.4	
都市公園特定事業計画	泉中央地区	H28年7月	R2年度	18	30.9	44.4	
公共交通特定事業計画	第2期 交通局	前期	H24年12月	H27年度	1,050	100.0	100.0
		後期	H28年3月	R2年度	314	91.2	100.0
交通安全特定事業計画	泉中央地区	H31年3月	R2年度	17	100.0	100.0	

※1 進捗率＝整備済み事業量/計画事業量(公共交通特定事業計画における泉中央駅に関する事業は整備済み)
 ※2 着手率＝(完了+事業中)数/計画箇所数

平成 26 年度策定の本基本構想に基づく特定事業の取り組み状況を以下に示します。（令和 2 年度末時点）



特定事業整備状況凡例		その他凡例
道路特定事業(生活関連経路) 黒線 事業完了 青線 事業中 赤線 未着手 緑線 課題がない区間(事業計画なし)		黄色枠 重点整備地区状況
交通安全特定事業 □ 既存 ■ 事業完了		生活関連施設 青枠 旅客施設(駅) 緑枠 公園 灰枠 その他施設 (ホテル、駐車場、公共用歩廊、バスターミナル除く)
都市公園特定事業 斜線緑 事業中 斜線赤 未着手		

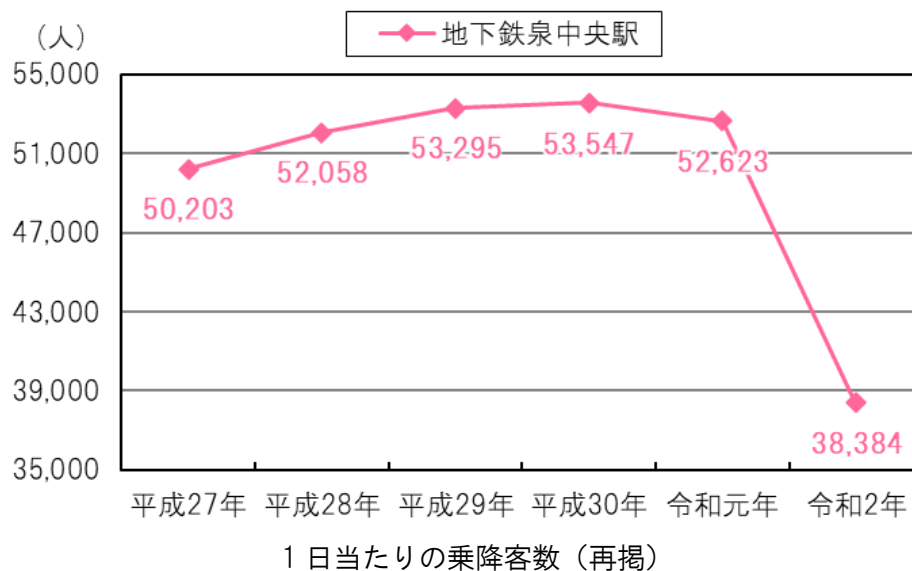
泉中央地区特定事業整備状況図（令和 2 年度末時点）（再掲）

※生活関連施設の位置は令和 3 年 8 月時点

(2) アウトカム評価

①公共交通機関の利用向上

- ◆ 泉中央駅の乗降客数は増加傾向にありましたが、平成30年度から令和元年度にかけて減少に転じています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で乗降客数が減少しています。
- ◆ 乗降客数は減少しているものの、泉中央駅とその周辺では特定事業計画に基づくバリアフリー化の事業が実施されており、これまで以上に安全で快適な移動経路が確保されているものと考えられます。



※1日当たりの乗降客数=1日平均乗車人員×2

資料：仙台市統計書

②市民満足度

令和3年11月25日に開催したまち歩きワークショップの中で、参加者に満足度調査を実施しました。

- ◆ 平成26年度策定の本基本構想に基づき進めてきたバリアフリー化の整備内容について、ワークショップ参加者の満足度^{*}は全体で82%となり、高い評価となりました。

※まち歩きのルート上にある歩道や信号機などについて、バリアフリー化されているか点検するための各チェックポイントを設け、参加者が「対応している・満足」と評価した割合

令和3年度まち歩きワークショップで挙げられた主な意見

ワークショップ参加者からは、バリアフリー改正法の移動等円滑化基準等に基づいた内容でバリアフリー化されていたことから、高齢者や障害者等の移動のしやすさや安全性、特定旅客施設の利便性などについて向上されていることが評価されました。一方で、さらなる対策が必要であるとする評価も見受けられました。

地区全体	<ul style="list-style-type: none"> • 歩道や視覚障害者誘導用ブロックの整備は進んでいるものの、整備から時間が経過している施設で老朽化などがみられるため、補修・改善が必要
道路・歩道	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者誘導用ブロックについて、バス停への案内がなかったり、沿道施設の出入り口などで途切れていたりしているため、各管理者間での連携や連続性の確保が必要
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> • 信号機の音は満足に聞こえた • 信号機の変わるタイミングが目で見えてわかるのが良い • 押しボタンと横断歩道が離れている個所があったため、視覚が不自由な方がボタンを認識しやすいように近づけることが必要
地下鉄泉中央駅	<ul style="list-style-type: none"> • 駅構内の案内は全体的に分かりやすい案内だった • バスターミナルや地下鉄泉中央駅構内での案内が不十分であるとの指摘もあるため、乗り継ぎの案内などをわかりやすくする • 駅構内での音声案内について、基準順守はもちろんであるが、視覚が不自由な方の意見も取り入れた検討が必要

(3) 泉中央地区における課題の整理

地区の概況やまち歩きワークショップの結果から、泉中央地区のバリアフリー化における課題を以下のとおり整理しました。

- ① 泉中央駅を中心に、高齢者や障害者等が利用する施設が多数立地しているため、地区内におけるバリアフリー化の連続性及び回遊性の確保が必要である。
- ② 施設の老朽化による移動の円滑化の支障が生じないよう、既存施設の適切な更新の検討が必要である。
- ③ バリアフリー化の整備が済んでいる施設でも、高齢者及び障害者等にとって依然として不便な状態もあるため、整備済みの施設でも更なる検討が必要である。

(4) 泉中央地区のバリアフリー化の推進に向けて

平成26年度に策定した本基本構想に基づく特定事業計画により、泉中央地区におけるバリアフリー化の事業を進めてきましたが、計画どおりに進めることができなかったものもあります。

泉中央地区は、仙台都市圏北部の活動を支え、多くの人が行き交う生活拠点であり、だれもが安全かつ快適に移動できる空間が求められます。

このため、計画期間内に完了しなかった特定事業については、引続き事業を継続しバリアフリー化を推進していきます。すでにバリアフリー化が完了している施設については、必要な機能が損なわれないよう適切な維持更新を図っていくことはもちろん、既存施設の更新にあわせて改善を検討していくものとします。

また、特定事業計画に基づくハード整備は、長期の時間を要することもあります。このため、高齢者や障害者等の安全確保には、市民一人ひとりが互いに支えあい、理解を深める意識の向上が必要であり、こうした取組みを推進していきます。

第3章 地区別構想〈長町地区〉

- 1 地区の概況
- 2 バリアフリー化の基本方針
- 3 重点整備地区と生活関連経路の設定
- 4 地区別構想の評価について

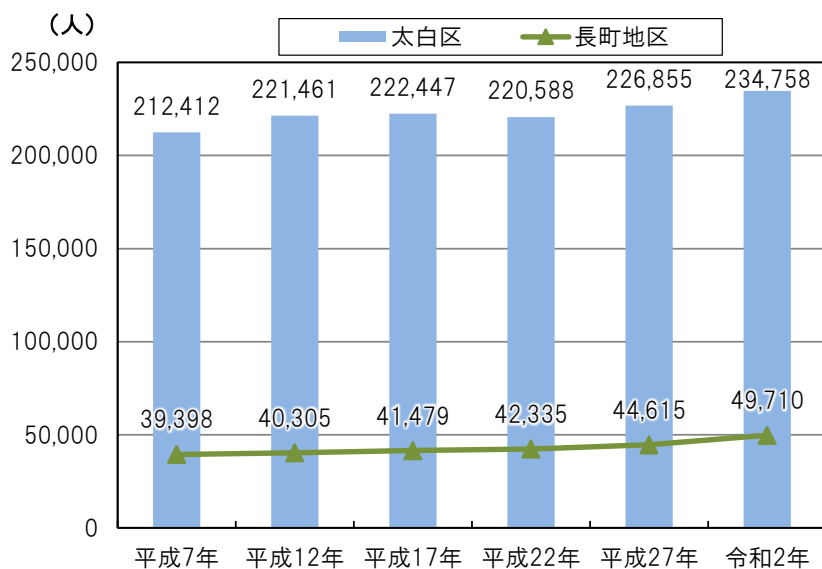
1 地区の概況

(1) 人口等の状況

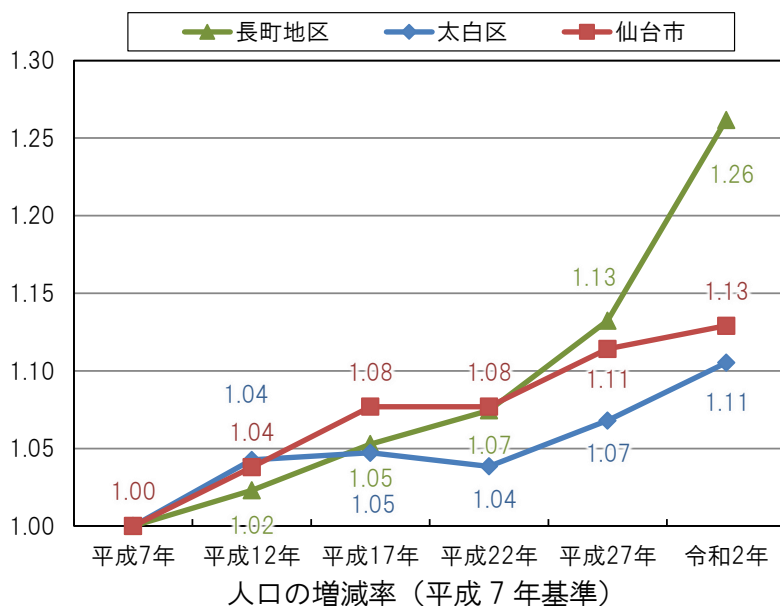
人口推移

長町地区の人口は増加を続けており、全市と比べても高い増加率となっています。

特に平成27年から令和2年にかけて大きく増加しています。



長町地区の人口推移



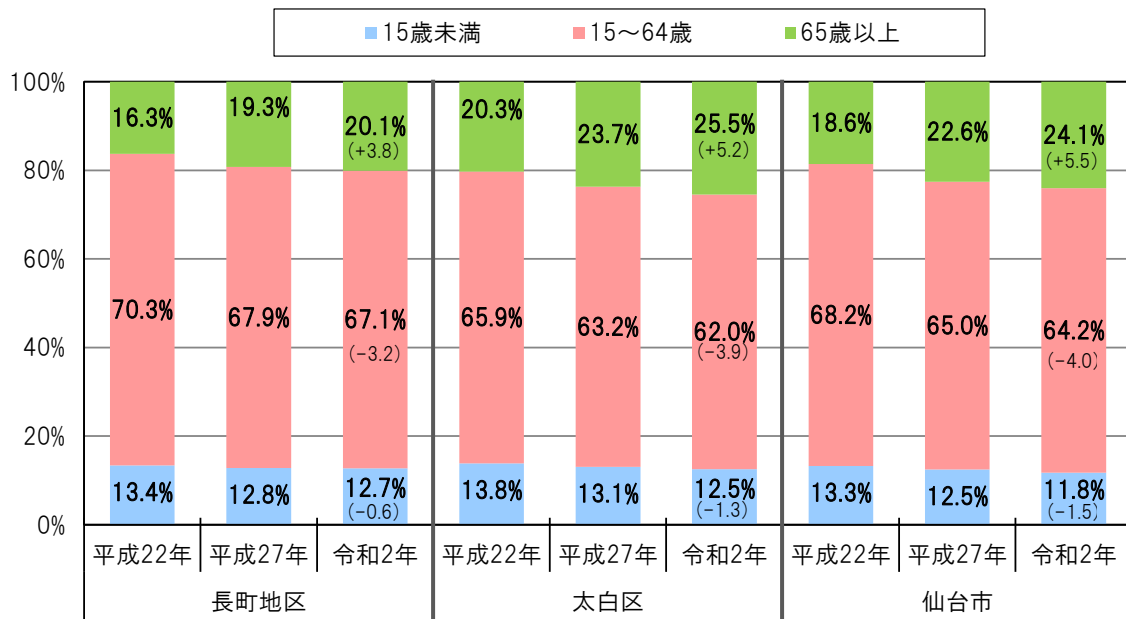
人口の増減率（平成7年基準）

資料：国勢調査

※ここでの「長町地区」は、国勢調査の小地域集計における「河原町1～2丁目、若林1～2丁目、鹿野2～3丁目、郡山1～3丁目、長町南1～4丁目、長町1～8丁目、根岸町、八本松1～2丁目、門前町、あすと長町1～2・4丁目」としています。

高齢者の状況

長町地区における65歳以上の人口の割合は増加傾向にあります。全市及び太白区における65歳以上の人口の割合よりも少ない割合となっています。



長町地区の年齢3区分構成

資料：国勢調査

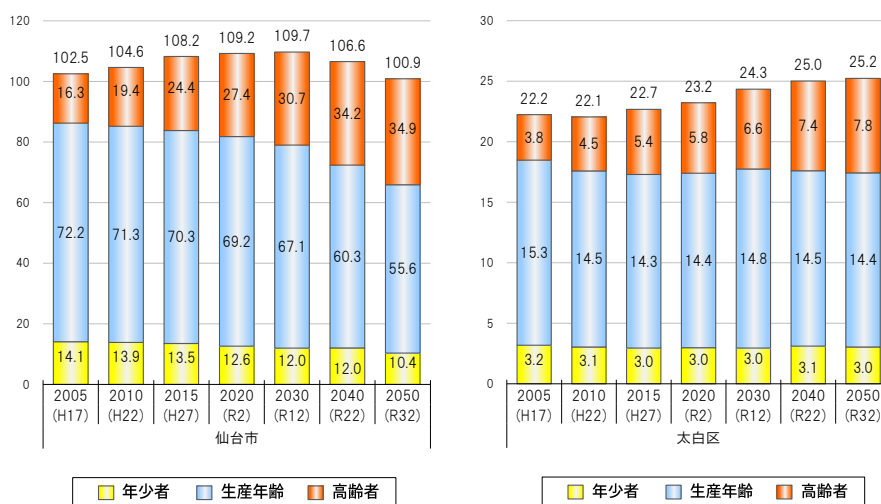
※令和2年数値下の（ ）内の数字は、平成22年からの変化分を表しています。

※ここでの「長町地区」は、国勢調査の小地域集計における「河原町1~2丁目、若林1~2丁目、鹿野2~3丁目、郡山1~3丁目、長町南1~4丁目、長町1~8丁目、根岸町、八本松1~2丁目、門前町、あすと長町1~2・4丁目」としています。

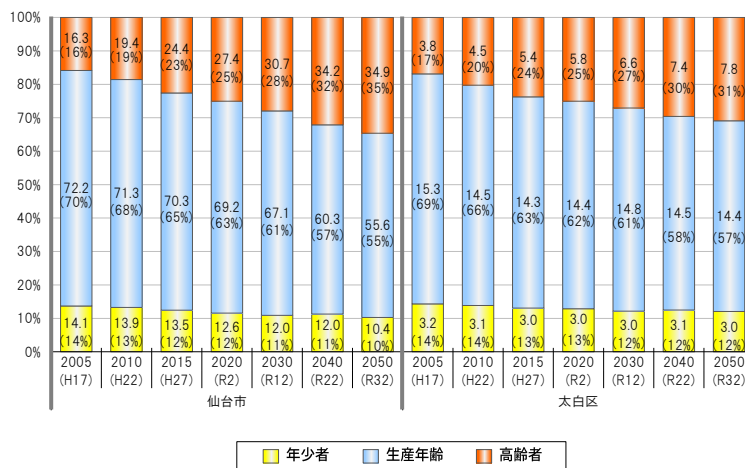
将来人口の見通し

仙台市の人口は、緩やかに減少する見込みです。太白区の人口は今後も増加することが見込まれています。

少子高齢化は今後さらに進展する見込みですが、太白区における65歳以上の人口の割合は、全市の65歳以上の人口の割合を下回る見込みです。



仙台市、太白区の人口の推移と見込み (単位：万人)



仙台市、太白区の年齢三区分構成の推移と見込み (単位：万人)

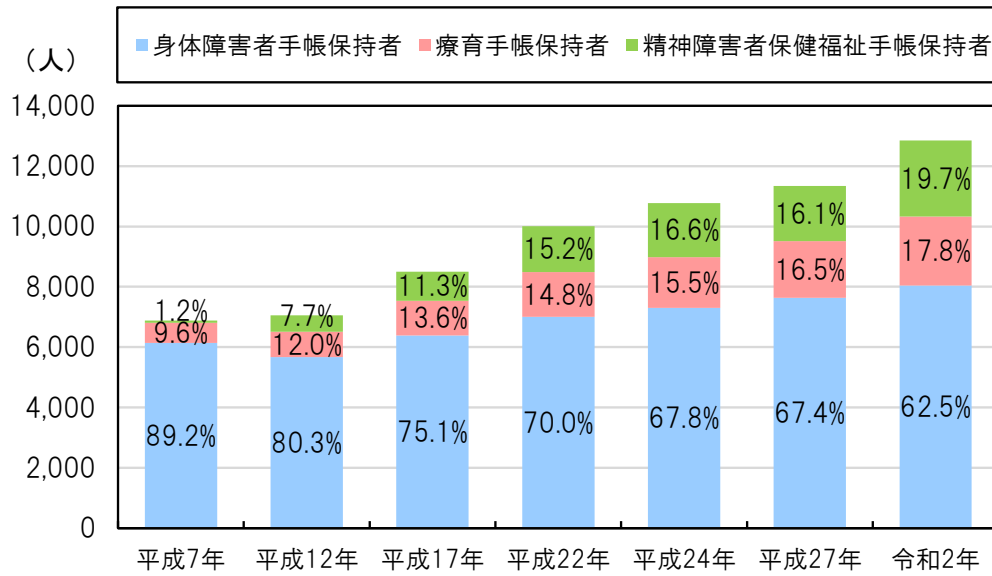
資料：【H17～H27】国勢調査

【R2】住民基本台帳 (R2.10)

【R12～R32】仙台市まちづくり政策局資料

障害者等の状況

太白区の身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者の総数は、増加傾向にあります。



太白区の障害者の状況

資料：健康福祉局事業概要

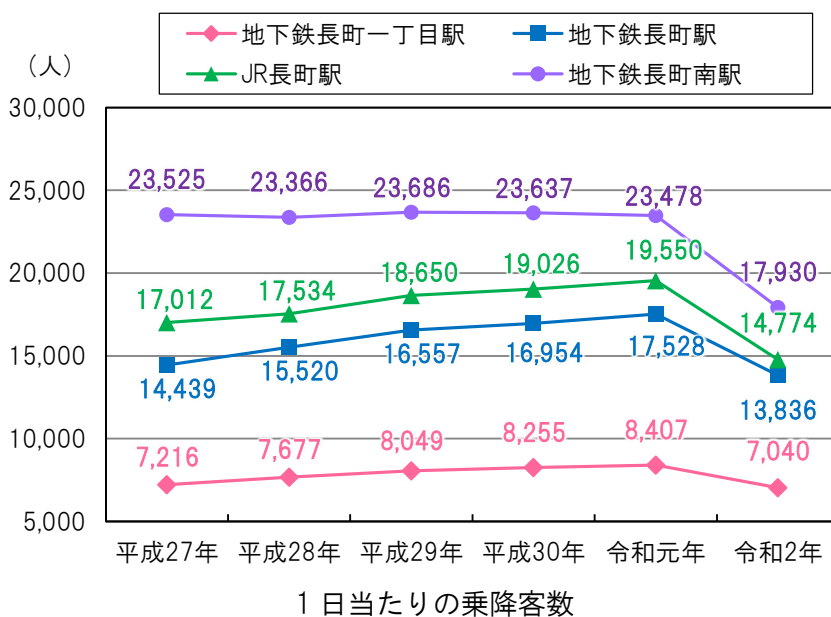
(2) 公共交通機関の状況

長町地区は、地下鉄南北線と JR 東北本線が結節することや、JR 長町駅と地下鉄長町南駅がバスターミナルを有することから、仙台都市圏南部の交通拠点となっています。

地下鉄、JR 長町駅などの乗降客数は、地下鉄長町南駅を除いて、増加傾向となっています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全ての駅で乗降客数が減少しています。

いずれの駅においても、特定旅客施設の要件（1 日の乗降者数が 5,000 人以上）を上回る利用がされています。

JR 長町駅および地下鉄長町駅はエレベーター、エスカレーター、スロープ等が整備され接続されています。また、地下鉄長町南駅は、バスターミナルが駅出入口に隣接し、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック等が整備されています。



※1 日当たりの乗降客数 = 1 日平均乗車人員 × 2

資料：仙台市統計書



J R長町駅周辺のバス停位置図



地下鉄長町南駅周辺のバス停位置図



J R長町駅に隣接する
バスターミナルの状況



地下鉄長町南駅に隣接する
バスターミナルの状況

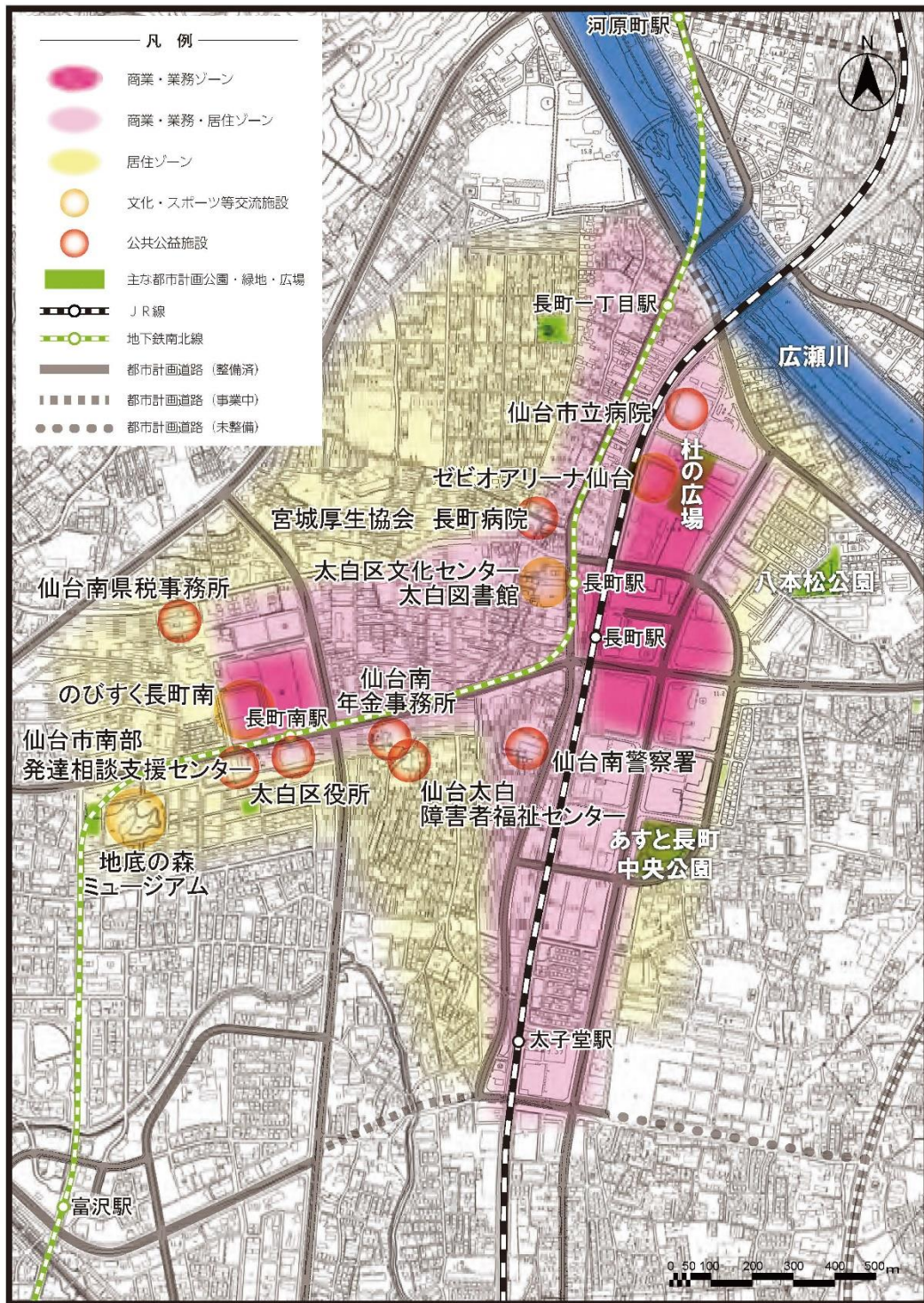
(3) 都市づくりの方向性

長町地区は、仙台都市圏南部の活動を支える生活拠点であり、また仙台都市圏南部と都心を結ぶ重要な交通の拠点となっている地区です。そのため、都心地区との機能分担や連携を図りながら、あすと長町地区、JR・地下鉄長町駅周辺商店街、太白区役所周辺地区それぞれの地域特性を生かし、都市圏南部の賑わいエリアとして、商業・業務をはじめとした様々な都市機能の連携を進めるため「仙台市都市計画マスタープラン地域別構想」において、下記の「都市づくりのテーマ」と5つの基本方針を定めています。

都市づくりのテーマ：「未来とまちを人が繋ぎ、賑わい・くらしを想像する長町」

- 基本方針1：都市機能の連携による魅力・個性の創出
- 基本方針2：広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進
- 基本方針3：市街地の連携による賑わい・回遊空間の形成
- 基本方針4：緑豊かな街並みの形成と活用
- 基本方針5：都市圏南部の生活を守る安全・安心な都市空間の形成

長町地区のバリアフリー基本構想は、これらの都市づくりの方向性に合わせて検討していきます。



長町地区の都市づくりのエリア図

資料：仙台市都市計画マスタープラン地域別構想（R4.3）

(4) 長町地区におけるこれまでの取組状況

バリアフリー基本構想に基づく長町地区のバリアフリーの取組み状況の概要を以下に示します。

〈歩道の整備状況（整備済み区間）の例〉



〈2段手すりの整備〉



〈バリアフリー対応型信号機の整備状況の例〉



〈電光掲示板設備の整備〉

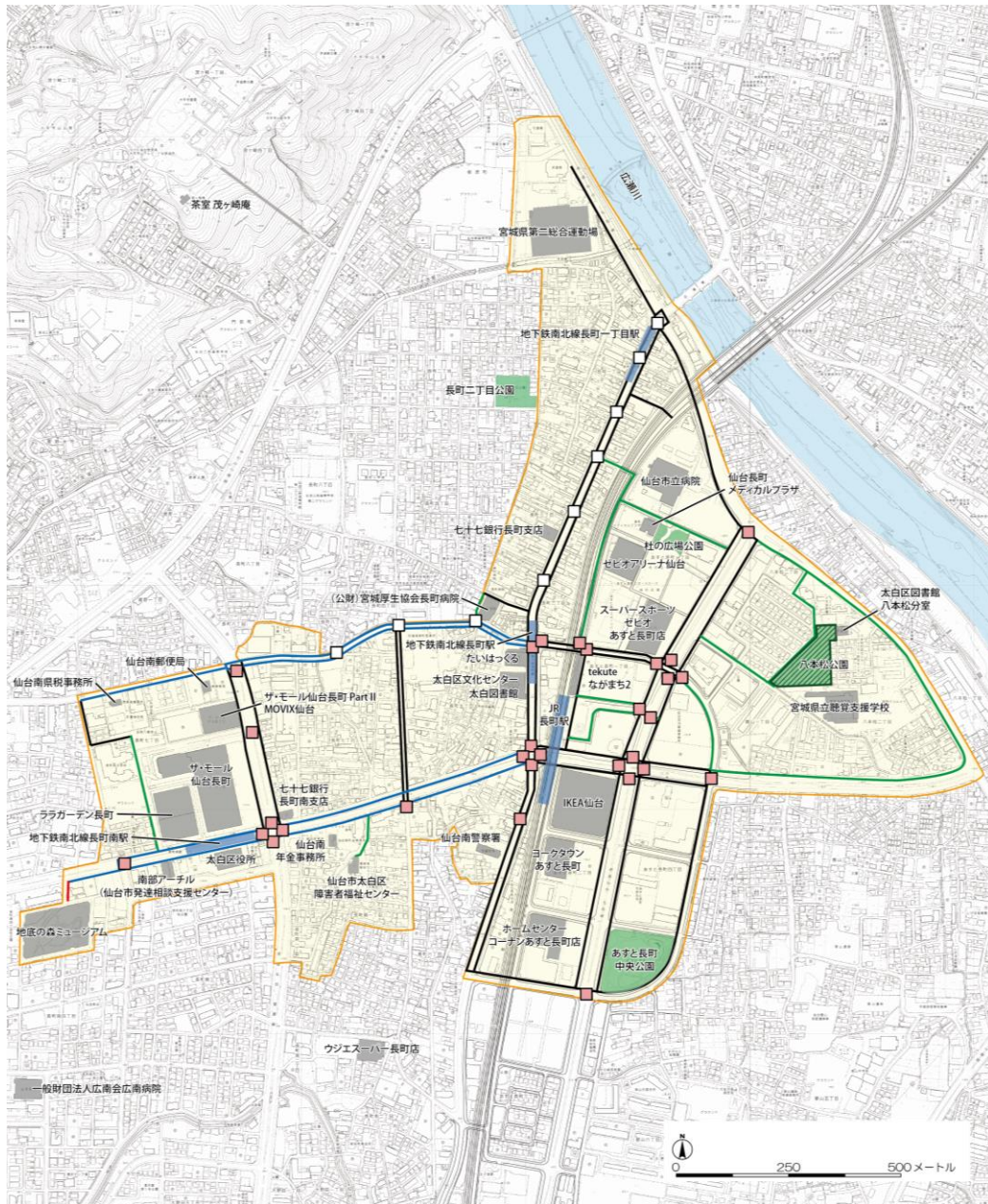


〈歩道の整備状況（未整備区間）の例〉

歩道未設置。視覚障害者誘導用ブロック未整備。
舗装面の段差、目の粗い柵蓋等が未改修。



※現在は整備済み



特定事業整備状況凡例		その他凡例
道路特定事業(生活関連経路)		重点整備地区状況
— 事業完了	— 事業中	— 未着手
— 課題がない区間(事業計画なし)		
交通安全特定事業		生活関連施設
□ 既存	■ 事業完了	■ 旅客施設(駅)
	■ 事業中	■ 公園
	■ 未着手	■ その他施設 (ホテル、駐車場、公共用歩廊、 バスターミナル除く)
都市公園特定事業		
	■ 事業完了	
	■ 事業中	
	■ 未着手	

長町地区特定事業整備状況図(令和2年度末時点)

※生活関連施設の位置は令和3年8月時点

2 バリアフリー化の基本方針

(1) 基本理念と基本方針

全体構想の基本理念のもと、長町地区の特性や都市づくりの方向性を踏まえ、長町地区におけるバリアフリーの基本理念、基本方針を以下のとおりとします。

【基本理念】

仙台都市圏南部の広域拠点として、
バリアフリーによる移動等円滑化を図り、
既存市街地と新たな市街地で人々が交流し、安全でにぎわうまちの創出

長町地区内には、近年土地区画整理事業による基盤整備が完了したあすと長町地区や JR・地下鉄長町駅周辺の既存の商店街、さらには長町南駅・太白区役所周辺における大規模商業施設を核としたにぎわい拠点など、地区特性を有する拠点が形成されています。

今後は、市街地整備が行われたあすと長町地区と、既存市街地の連携を進め、地区全体でのにぎわい向上が必要です。

本基本構想では、これらの地区特性及びバリアフリー改正法の趣旨を踏まえ、バリアフリー化を推進するとともに、日常生活における移動等の円滑化を図り、人々が交流し、安全でにぎわうまちを目指します。

【基本方針】

全体像：社会参加・自己実現の支援

ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、仙台都市圏南部の活動を支える生活拠点として、既存市街地と新市街地の人々が安心して交流できる生活環境の整備を図り、高齢者や障害者等が社会参加しやすいまちづくりを進めます。

市街地整備が完了したあすと長町地区や、JR・地下鉄長町駅周辺における既存の商店街、さらには長町南駅・太白区役所周辺における大規模商業施設を核としたにぎわい拠点など、広範囲に地区特性を有する拠点が形成されています。

こうした地区内を、安全な歩道が整備された道路等の活用により、生活関連施設へ誘導し、高齢者や障害者等が快適に安心して生活・移動できるバリアフリー化を進めます。

ソフト施策：市民の支え合い、心のバリアフリー

従来から地区に住んでいる市民だけでなく、新たに住み始める市民が高齢者や障害者等への理解を深め、市民が支え合う環境をつくり、バリアフリーに対する意識の向上、モラル・マナーの向上を進めます。

長町地区では、人口、高齢者数、障害者数がいずれも増加傾向にあります。特にあすと長町地区では、これからさらに多くの人々が地区外から住み始めることが想定されます。

高齢者や多様な障害者等の移動円滑化を実現するためには、ハード整備だけでなく、新たに住み始める市民に対しても、バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

ハード施策：魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり

あすと長町地区と既存市街地における歩行空間等のバリアフリー化を推進し、長町地区の交通体系を活かしながら、両地区の人々の交流を促進し安全でにぎわうまちづくりを進めます。

土地区画整理事業が行われたあすと長町地区は、ほとんどの施設でバリアフリー化が図られています。

既存市街地においても、旧基本構想や平成26年度に策定した本基本構想に基づき、長町地区のバリアフリー化を進めてきましたが、高齢者や障害者等の円滑な移動に必要な整備を引き続き進めていきます。

歩行空間における安全確保及び利便性の向上を図り、JR線と地下鉄南北線を有する長町地区の交通体系を活かしながら、既存市街地と新たな市街地の回遊性を高めていきます。

実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働

長町地区のバリアフリーの推進に当たっては、地区に新たに住み始める住民も含めた市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、連携・協働して取り組みます。

バリアフリー化の推進においては、ハード施策の実施とともに、ソフト施策における市民の理解、連携・協働が重要です。仙台都市圏南部の生活拠点として多くの人が行き交う長町地区では、様々な立場の人たちとの連携・協働のうえ継続したバリアフリー化の取り組みが必要です。

このため、市民が多様な障害等に関する正しい知識と理解を深め、一人ひとりができることを実行していく必要があります。また、事業者（各管理者）は、バリアフリー化のためのハード整備を実施するだけでなく、それぞれの事業内容に応じた心のバリアフリーに関する啓発活動等も実施します。行政はこうした活動の支援と推進を図る取り組みを進めます。

(2) 目標年次

目標年次は、「仙台市バリアフリー基本構想 全体構想」と同じ、令和12年度とします。

また、全体構想と同様に、概ね5年後を目標に、各特定事業計画の進捗状況を調査、分析、評価し、定期的なスパイラルアップを図ります。

3 重点整備地区と生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の区域の設定

バリアフリー化を一体的に進める地区として重点整備地区を定めます。

旅客施設を中心とする徒歩圏に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する「生活関連施設」が集積している地区を、重点整備地区の区域として設定します。

なお、区域の境界は、主要な道路や町丁界などを考慮しました。

■重点整備地区とは？

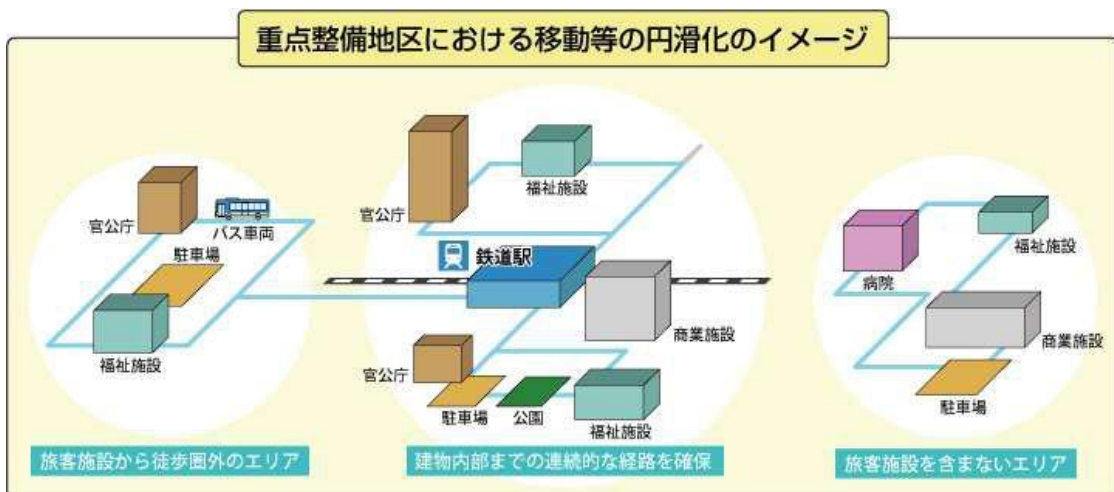
バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区を「重点整備地区」と呼びます。重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成されます。

バリアフリー法では、以下のとおり、重点整備地区設定の要件を示しています。

～ 重点整備地区設定の要件 ～

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

資料：バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより抜粋



(2) 生活関連経路の設定

設定の考え方

長町地区では、全体構想で定めた生活関連経路設定の考え方に基づく「より多くの人を利用する経路」や「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」以外にも、バリアフリー化の整備状況などにも配慮し、生活関連経路を設定します。

また、利用者の視点も取り入れるため、住民参加による「まち歩き」（現地点検）やワークショップ等を実施しながら検討しました。

【全体構想における生活関連経路設定の考え方】

○より多くの人を利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路などを優先的に選定します。

○生活関連施設相互のネットワークを確保

旅客施設とそれ以外の生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮します。同時に、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮します。

■生活関連施設とは？

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことを言います（※）。つまり鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当します。

■生活関連経路とは？

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」（※）、つまり「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路」を指し、生活関連施設を徒歩で繋ぐ道路や階段、エレベーターなどが該当します。

※バリアフリー改正法第2条第23のイ より

(3) 重点整備地区と生活関連経路の見直し結果

生活関連施設の分布状況から、重点整備地区の区域と生活関連経路の見直しが必要になる変化は見られなかったことから、これまでの区域と生活関連経路を再度位置付けるものとします。

次頁に、生活関連施設の分布状況、重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路を示します。

生活関連施設の分布状況

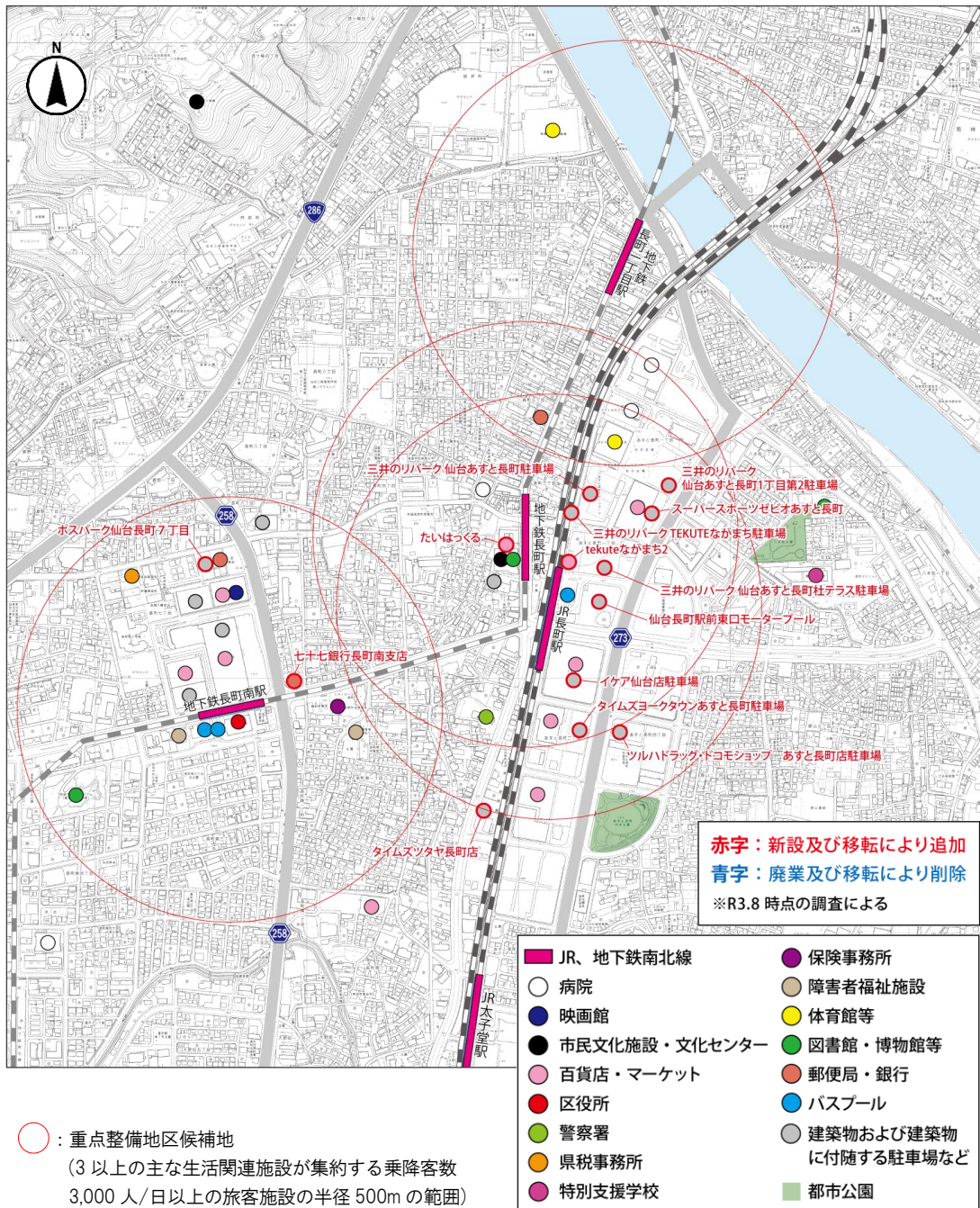
全体構想で示されている要件に基づいた、長町地区の生活関連施設およびその分布状況は以下のとおりです。

- ・ あすと長町地区、JR・地下鉄長町駅から地下鉄長町一丁目駅にかけて沿線区域、地下鉄長町南駅周辺等、公共施設や商業施設が地区内に広く立地しています。
- ・ 建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場（500㎡以上）は、地下鉄長町南駅周辺に多く立地しています。

平成26年度策定時から、主に18)自動車停留・駐車のための施設の増加により、生活関連施設が増加しています。

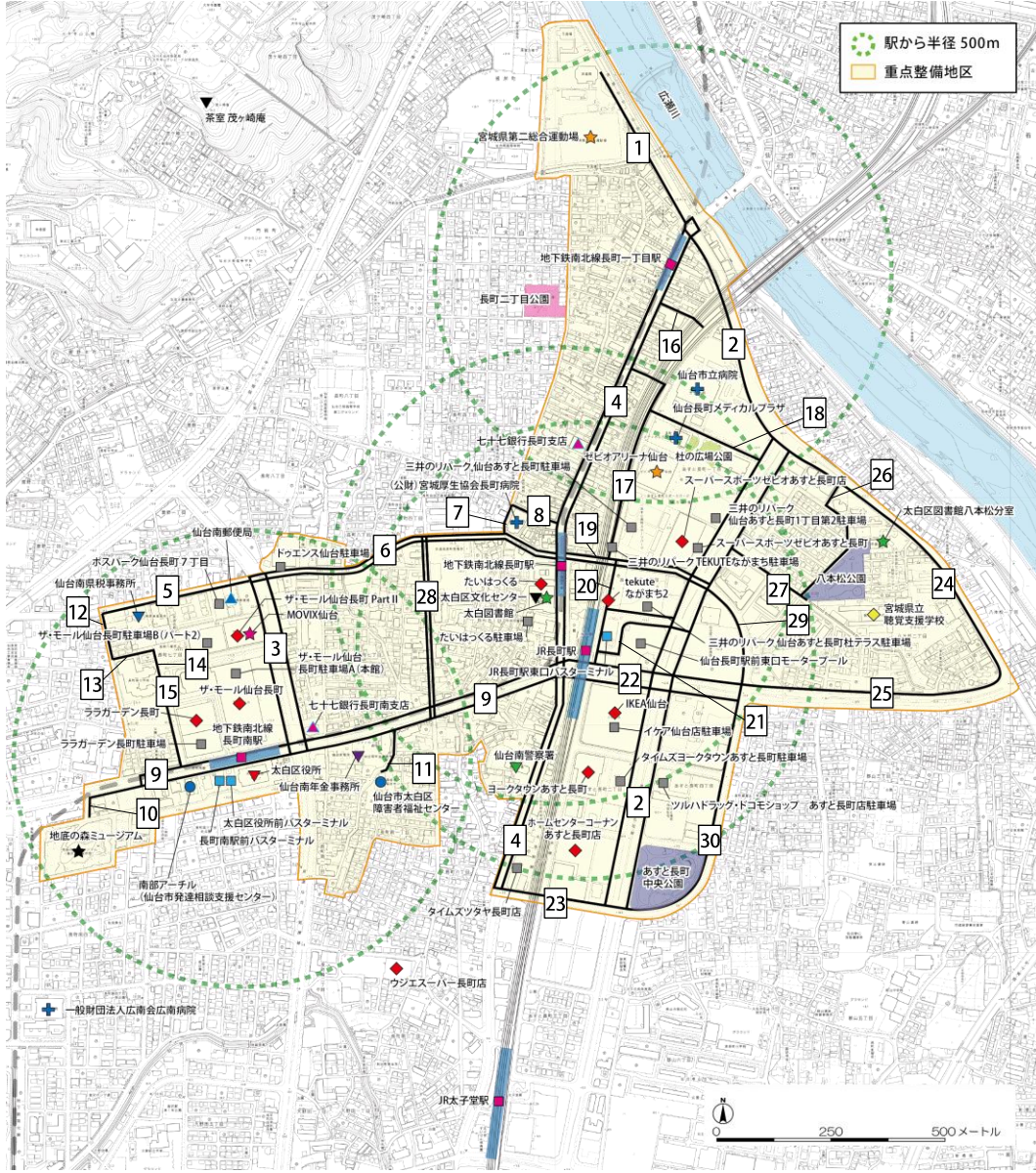
生活関連施設の要件および長町地区における分布状況

法・政令による施設分類	生活関連施設の要件	施設数	
		R3	H26
1) 旅客施設	乗降客数3千人/日以上	5	5
2) 特別支援学校（（旧）視覚、聴覚、養護学校）	全て	1	1
3) 病院	全て	3	3
4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全て (民間施設は2,000㎡以上)	1	1
5) 集会場又は公会堂		1	2
6) 展示場		0	0
7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000㎡以上	9	9
8) ホテル又は旅館		0	0
9) 保健所、税務署等の官公署	窓口のある施設	4	4
10) 老人ホーム、福祉ホーム等高齢者、障害者等が利用するもの	拠点施設	0	0
11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等		2	2
12) 体育館、水泳場、ボート場、遊技場	全て (民間施設は2,000㎡以上)	2	2
13) 博物館、美術館又は図書館		3	3
14) 公衆浴場	2,000㎡以上	0	0
15) 飲食店		0	0
16) 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等		3	2
17) 車両停車場、船舶・航空機発着場等旅客の乗降・待合いするもの	拠点施設	3	3
18) 自動車停留・駐車のための施設 (建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場など)	500㎡以上	17	5
19) 公衆便所	全て	0	0
20) 公共用歩廊	全て	0	0
21) 特定公園施設	街区公園、都市緑地、緑道、河川公園、風致公園を除く	3	2



長町地区における生活関連施設の分布（令和3年8月時点）

長町地区の重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路



生活関連施設		
1) 旅客施設 ■ JR、地下鉄南北線	9) 保健所、税務署等の官公署 ▼ 区役所	16) 郵便局、銀行 ▲ 郵便局
2) 特別支援学校 ◇	▼ 警察署	▲ 銀行
3) 病院 +	▼ 県税事務所	17) 旅客の乗合・待合するもの（特定旅客施設以外） ■ バスプール等
4) 劇場、観覧場、映画館又は演劇場 ★	▼ 保険事務所	18) 自動車停留・駐車のための施設 ■ 建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場など
5) 集会場又は公会堂 ▼ 文化センター	11) 老人福祉センター、児童厚生施設、障害者福祉センター等 ● 障害者支援施設	21) 特定公園施設 ■ 近隣
7) 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗 ◆ その他の店舗	12) 体育館、水泳場、ホーリング場、遊技場 ★ 体育館	■ 街区
	13) 博物館、美術館又は図書館 ★ 博物館・美術館等 ★ 図書館	■ 広場

長町地区における重点整備地区と生活関連施設および生活関連経路（見直し結果）
（令和3年8月時点）

【生活関連経路の概要】

主体	路線番号	道路種別	路線名	距離(m)	主な生活関連施設等	位置付け
仙台市	1	県道	仙台名取線	940	地下鉄長町一丁目駅、宮城県第二総合運動場	地下鉄長町一丁目駅から宮城県第二総合運動場間のアクセス機能を担う。
	2	県道	仙台名取線	1,080	市立病院、JR 長町駅東口バスターミナル、あすと長町中央公園	あすと長町地域の南北軸として、病院や大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	3	県道	仙台館腰線	380	大規模商業施設、仙台南郵便局	市道長町八木山(その2)線と市道長町3号線を連絡し、長町南駅周辺から大規模商業施設へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	4	市道	河原町長町南線	1,560	地下鉄長町一丁目駅、地下鉄長町駅、JR 長町駅、太白区文化センター、仙台南警察署	地区内の南北軸として、駅や公共施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	5	市道	長町2号線	330	仙台南県税事務所、仙台南郵便局	県道仙台館腰線、市道長町3号線等と連絡し、仙台南郵便局、仙台南県税事務所へのアクセス機能を担う。
	6	市道	長町3号線	680	病院、大規模商業施設、仙台南郵便局	地区内の東西軸として、病院や大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	7	市道	長町新田1号線	60	病院	市道原町広岡(その2)線と市道長町3号線を連絡し、病院へのアクセス機能とともに、地区内の回遊性を高める路線としての役割を担う。
	8	市道	長町北矢流線	100	病院	市道原町広岡(その2)線と市道長町3号線を連絡し、病院へのアクセス機能とともに、地区内の回遊性を高める路線としての役割を担う。
	9	市道	長町八木山(その2)線	1,070	地下鉄長町南駅、太白区役所、地底の森ミュージアム、仙台南社会保険事務所	地区内の東西軸として、駅や公共施設、大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める主要動線としての役割を担う。
	10	市道	長町南四丁目1号線	40	地底の森ミュージアム	市道長町八木山(その2)線と連絡し、地底の森ミュージアムへのアクセス機能を担う。
	11	市道	長町南一丁目9号線	90	障害者福祉センター	市道長町八木山(その2)線と連絡し、障害者福祉センターへのアクセス機能を担う。
	12	市道	長町特殊鋼西脇線	100	仙台南県税事務所、仙台南郵便局	市道長町2号線、市道長町七丁目7号線と連絡し、長町南駅周辺から仙台南県税事務所、仙台南郵便局へのアクセス機能を担う。
	13	市道	長町七丁目7号線	50	仙台南県税事務所、仙台南郵便局	市道長町特殊鋼西脇線、市道長町七丁目自転車歩行者専用道路1号線と連絡し、長町南駅周辺から仙台南県税事務所、仙台南郵便局へのアクセス機能を担う。
	14	市道	長町七丁目自転車歩行者専用道路1号線	90	仙台南県税事務所、仙台南郵便局	市道長町七丁目6号線、市道長町七丁目7号線と連絡し、長町南駅周辺から仙台南県税事務所、仙台南郵便局へのアクセス機能を担う。
	15	市道	長町七丁目6号線	220	仙台南県税事務所、仙台南郵便局	市道長町八木山(その2)線、市道長町七丁目自転車歩行者専用道路1号線と連絡し、長町南駅周辺から仙台南県税事務所、仙台南郵便局へのアクセス機能を担う。
	16	市道	長町一丁目自転車歩行者専用道路1号線 長町一丁目自転車歩行者専用道路2号線	70 50	市立病院	市道原町広岡(その2)線と連絡し、市立病院へのアクセス機能を担う。
	17	市道	長町あすと長町1号線	490	市立病院、体育施設	市道原町広岡(その2)線と連絡し、市立病院、体育施設等へのアクセス機能を担う。
	18	市道	社の広場自転車歩行者専用道路1号線	250	市立病院	県道仙台名取線と市道長町あすと長町1号線を連絡し、市立病院等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める役割を担う。
	19	市道	あすと長町環状(その1)線	270	地下鉄長町駅、大規模商業施設	県道仙台名取線と市道原町広岡(その2)線を連絡し、大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、新旧市街地を結ぶ路線として、地区の回遊性を高める役割を担う。
	20	市道	長町駅東口自転車歩行者専用道路1号線 長町駅東口自転車歩行者専用道路2号線	220	JR 長町駅、JR 長町駅東口バスターミナル	市道あすと長町環状(その1)線と市道長町八木山(その7)線を連絡し、JR 長町駅、バスターミナルへのアクセス機能を担う。
	21	市道	長町駅東口線 外	160	JR 長町駅、JR 長町駅東口バスターミナル	県道仙台名取線と連絡し、JR 長町駅、バスターミナルへのアクセス機能を担う。
	22	市道	長町八木山(その7)線	180	JR 長町駅、JR 長町駅東口バスターミナル、大規模商業施設	県道仙台名取線と市道原町広岡(その2)線を連絡し、駅、大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、新旧市街地を結ぶ路線として、地区の回遊性を高める役割を担う。
	23	市道	あすと長町環状(その4)線	230	あすと長町中央公園	県道仙台名取線と市道原町広岡(その2)線を連絡し、公園、大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、新旧市街地を結ぶ路線として、地区の回遊性を高める役割を担う。
	24	市道	元寺小路郡山線	730	宮城県立聴覚支援学校、太白区図書館八本松分室	県道仙台名取線と連絡し、聴覚支援学校、太白区図書館八本松分室へのアクセス機能を担う。
	25	市道	長町八木山(その8)線	740	宮城県立聴覚支援学校、太白区図書館八本松分室	県道仙台名取線、市道元寺小路郡山線と連絡し、聴覚支援学校、太白区図書館八本松分室へのアクセス機能を担う。
	26	市道	八本松二丁目1号線 八本松二丁目自転車歩行者専用道路3号線	410 40	八本松公園	市道元寺小路郡山線と連絡し、八本松公園へのアクセス機能を担う。
	27	市道	長町町東線	200	八本松公園	県道仙台名取線と連絡し、八本松公園へのアクセス機能を担う。
	28	市道	長町1号線	350	障害者福祉センター、仙台南社会保険事務所、病院	歩行者のネットワークを形成し、市道長町3号線と市道長町八木山(その2)線を結ぶことによる回遊性を高める役割を担う。
	29	市道	あすと長町環状(その2)線	240	大規模商業施設	県道仙台名取線と市道長町八木山(その8)線を連絡し、大規模商業施設等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める役割を担う。
	30	市道	あすと長町環状(その3)線	600	あすと長町中央公園	県道仙台名取線と市道長町八木山(その8)線を連絡し、公園等へのアクセス機能とともに、地区の回遊性を高める役割を担う。

4 地区別構想の評価について

4-1 特定事業の概要とこれまでの取り組み

重点整備地区内においては、各事業者が本地区別構想に沿って事業計画を作成し、生活関連施設や生活関連経路等の事業を実施します。また、事業実施にあたっては、各種基準（仙台市ひとにやさしいまちづくり条例等）やガイドライン、及びワークショップの意見を考慮し、バリアフリー化を推進します。

平成 26 年度の本基本構想策定時におけるワークショップでの意見も参考に、特定事業の基本的な考え方を以下のとおりとしていました。

〈平成 26 年度本地区別構想策定時のワークショップにおける意見の例〉

長町地区全体に関して

- 広幅員道路の横断に不安を感じるので、対策が必要
- バリアフリー未整備区間の整備推進
- 生活者、来街者の利用が多い施設（区役所、地底の森ミュージアム等）へのアクセスについては、ハード面・ソフト面ともに十分な整備が必要
- 全体の改修が難しいのであれば、できる範囲で、優先度の高いところ（広幅員道路など危険度が高いところ等）から整備を進める

個別施設・設備に求めること

- 歩車道境界は、視覚障害の方にも分かるように明確にする
- 視覚障害者誘導用ブロックは、シンプルで分かりやすい誘導とし、連続性を確保し、敷設位置、素材等にも配慮
- 信号機は、聴覚障害者等に点滅状況、残りの青時間等を知らせるタイプのものを整備
- 駅の施設（券売機等）は、車いす利用者、視覚障害の方の利用に配慮して整備

市民の理解・意識向上に係る意見

- 歩道上に自転車を放置しない、歩道内での自転車走行は車道側を徐行する等、自転車利用者のルールの遵守とマナー向上が必要
- バリアフリーに関する市民の理解や協力が必要
- 危険なところはなるべく通らないよう、自身でも心がける

(1) 公共交通特定事業

(平成 24 年策定 第 2 期(前期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画)

(平成 28 年策定 第 2 期(後期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画)

(令和 3 年策定 第 3 期(前期)仙台市交通局バリアフリー特定事業計画)

事業の基本的な考え方

公共交通特定事業は、旅客施設や車両の整備に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
利用者が円滑に移動等しやすい経路、改札口等の整備を図ります。	○駅構内の出入口からの経路、通路、改札口について、車いすで通行ができる幅の確保に努めます。
利用者がわかりやすい標識、主要設備配置案内の整備を図ります。	○経路に沿った適切な位置に配置し、利用者がわかりやすい情報を提供できるよう、案内サインの設置・改善に努めます。 ○視覚障害者が安全に歩行しやすいよう、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、音響音声案内装置の設置に努めます。 ○車両等の運行などに関する情報の提供（電光掲示板等）に努めます。
その他旅客施設の駅施設・設備の利便性と安全性の向上を図ります。	○安全に使いやすく利用できる施設・設備（多機能トイレ、券売機等）の整備に努めます。
利用者が乗降しやすい車両の整備を図ります。	○高齢者や身体の不自由な方等が乗降しやすい車両の導入（地下鉄車両のバリアフリー化、ノンステップバスの導入など）に努めます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成 18 年国土交通省令第 111 号）」等に基づく取組みを進める。

(2) 道路特定事業

(平成29年策定 泉中央・長町地区道路特定事業計画(令和3年11月変更))

事業の基本的な考え方

道路特定事業は、歩道、上下移動施設、経路における案内標識等の移動円滑化のために必要な施設の設置、歩道の拡幅、路面構造の改善等に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
利用者が安全かつ安心して利用できる歩道のバリアフリー構造を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ○歩車道の境界を明確にするよう努めます。 ○歩道の補修等により、路面上の段差や勾配を改善するよう努めます。 ○駅出入口、エレベーターへの動線について、円滑な移動が可能となるよう、スロープ等の設置に努めます。 ○既存の道路空間内で、歩行者空間を確保するよう努めます。 ○透水性舗装等、滑りにくく、歩きやすい舗装とすることに努めます。
視覚障害者の安全で安心できる歩行空間を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックは、既存のものも含め、分かりやすく最適な色、素材、配置となるよう、整備・改善に努めます。
利用者がわかりやすい施設案内や情報提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○経路に沿った適切な位置に配置し、利用者がわかりやすい情報を提供できるよう、案内サインの設置・改善に努めます。
利用者の快適性向上のための整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ベンチなど休憩施設の整備に努めます。 ○夜間の利用が多い歩道等については、歩道用照明等の設置に努めます。
歩行者の円滑な移動を確保するため、放置自転車や不法占用物件の継続的な指導、啓発に努め、撤去強化も図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○放置自転車や看板等の不法占用物件の継続的指導、啓発活動に努めるとともに、撤去も行いながら歩行空間における放置自転車や不法占用物件の防止に努めます。

※上記事業方針の他に、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(令和4年6月国土交通省道路局)」等に基づく取組みを進める。

(3) 都市公園特定事業

(平成28年策定 仙台市都市公園バリアフリー特定事業計画

地区別計画《泉中央・長町地区》(令和3年11月変更))

事業の基本的な考え方

都市公園特定事業は、高齢者、障害者等の快適な利用に供するため、移動等の円滑化に必要な施設の改善に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
利用者が円滑に移動等できるよう施設の改善に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定公園施設(園路・広場を除く)については1以上の施設のバリアフリー化を進めます。 ○対象公園の設置目的等を踏まえ、主要な公園施設を設定し、バリアフリー化を進めます。 ○特定公園施設の種別ごとにそれぞれ1以上の施設及び主要な公園施設を結ぶ主動線を移動円滑化園路と定め、バリアフリー化を推進します。 ○バリアフリーの視点だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設の整備や管理に取組みます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(平成18年国土交通省令第115号)」等に基づく取組みを進める。

(4) 交通安全特定事業

(平成31年策定 仙台北・泉中央・長町地区交通安全特定事業計画)

事業の基本的な考え方

交通安全特定事業は、高齢者や障害者等誰もが安全な歩行を確保するため、信号機に関する事業や道路標識等の案内・誘導施設に関する事業を推進します。

また、車両の交通規制や違法駐車取締り強化等に関する事業を推進します。

事業方針と留意すべき内容

方針	内容
交差点において安全にかつ安心して道路横断できるバリアフリー対応型信号機の設置を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○音や音声により視覚障害者に知らせる装置の設置に努めます。 ○高齢者等感応化（押しボタン）や歩行者経過時間表示機能装置の設置に努めます。 ○歩行者と車両が通行する時間を分離した「歩車分離式信号機」の設置に努めます。
安全性向上のため、道路標識・標示の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○道路標識の夜間の視認性を高めた高輝度標識や夜間照明装置標識の設置に努めます。 ○道路標示の夜間の視認性を高めた高輝度標識やエスコートゾーンの設置に努めます。
交通規制の強化、バリアフリーに関する教育・啓発活動の実施を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車取締りの強化に努めます。 ○流入車両や速度抑制対策に努めます。 ○自転車の走行ルールの遵守、マナー向上の啓発活動に努めます。 ○交通安全に関する啓発活動に努めます。

※上記事業方針の他に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）」等に基づく取組みを進める。

4-2 地区別構想の評価結果

令和3年度に開催されたバリアフリー推進協議会において、特定事業計画の進捗状況等の評価するとともに、まち歩きワークショップにより意見を頂きました。

地区別構想の評価結果(令和2年度末時点)

評価項目	指標	評価結果
(1) アウトプット評価		
特定事業計画の進捗状況	特定事業の進捗率	公共交通, 公園, 交通安全事業は完了。道路は未完および未着手箇所がある。(進捗率は下表のとおり)
(2) アウトカム評価		
① 公共交通機関の利用向上	鉄道駅の乗降者数	新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているが, 各特定事業計画のバリアフリー化事業が実施され, 利用向上が図られている。
② 各施設利用に対する市民満足度	整備内容についての市民満足度(まち歩きワークショップにおけるアンケート調査)	全体の満足度は94%(令和3年度末時点)

(1) アウトプット評価(特定事業計画の進捗状況)

- ◆ 公共交通や交通安全、都市公園の特定事業計画に基づくバリアフリー化の整備は計画期間内に完了しています。
- ◆ 道路特定事業計画に基づくバリアフリー化の整備は、目標年次である令和2年度末でも完了していない状況です。

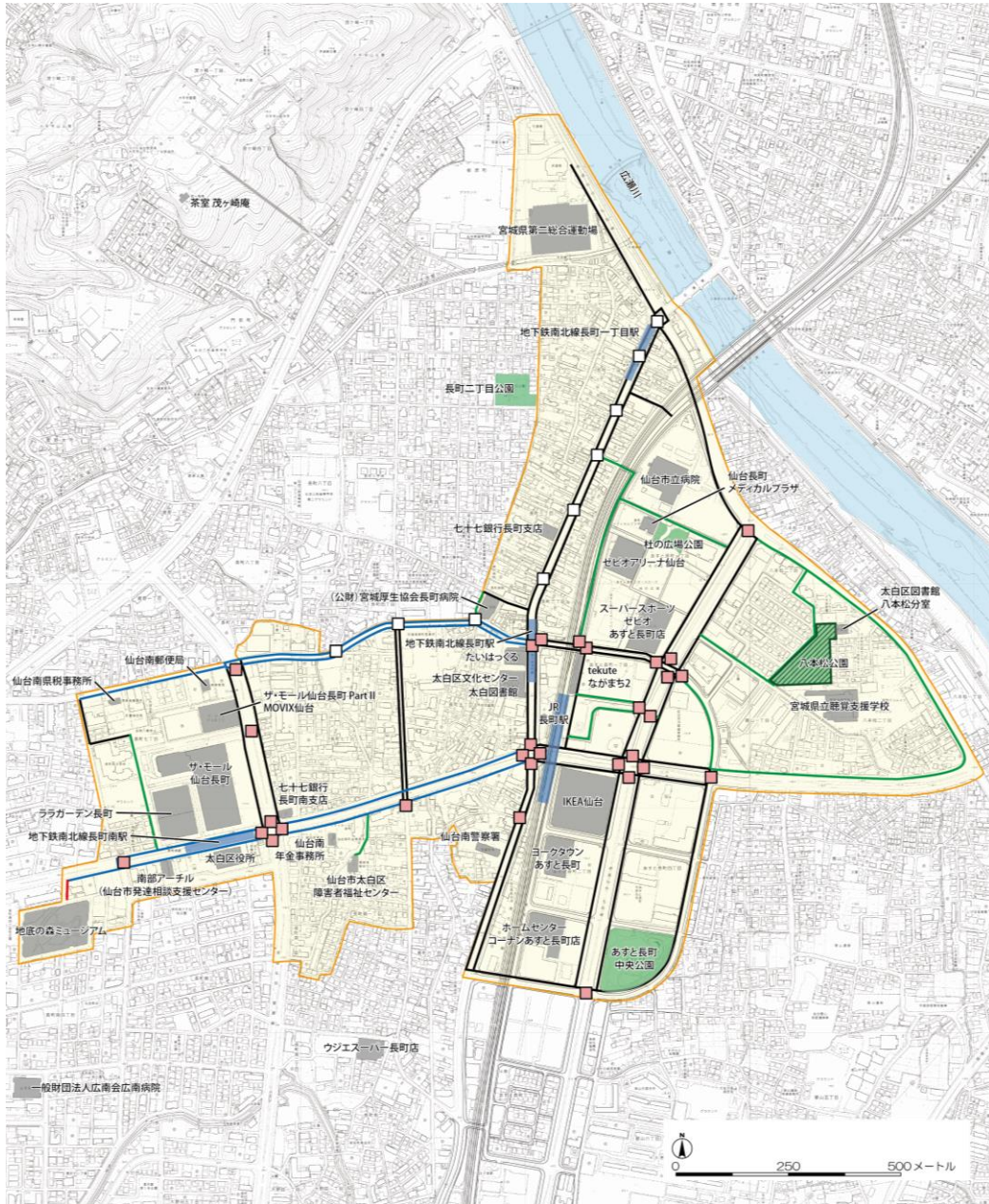
特定事業計画の進捗状況(令和2年度末時点)

事業計画		策定期期	計画期間	事業数	整備済みの進捗率(%)※1	着手率(%)※2	
道路特定事業計画		長町地区	H29年3月	R2年度	31	67.3	71.0
都市公園特定事業計画		長町地区	H28年7月	R2年度	1	100.0	100.0
公共交通特定事業計画	第2期 交通局	前期	H24年12月	H27年度	1,050	100.0	100.0
		後期	H28年3月	R2年度	314	91.2	100.0
交通安全特定事業計画		長町地区	H31年3月	R2年度	20	100.0	100.0

※1 進捗率=整備済み事業量/計画事業量(公共交通特定事業計画における長町地区に関する事業は整備済み)

※2 着手率=(完了+事業中)数/計画箇所数

平成26年度策定の本基本構想に基づく特定事業の取り組み状況を以下に示します。(令和2年度末時点)



特定事業整備状況凡例		その他凡例
道路特定事業(生活関連経路) 黒線 事業完了 青線 事業中 赤線 未着手 緑線 課題がない区間(事業計画なし)		重点整備地区状況 生活関連施設 旅客施設(駅) 公園 その他施設 (ホテル、駐車場、公共用歩廊、バスターミナル除く)
交通安全特定事業 (バリアフリー対応型信号機) □ 既存 ■ 事業完了	都市公園特定事業 ■ 事業完了 ■ 事業中 ■ 未着手	
長町地区特定事業整備状況図(令和2年度末時点)(再掲) ※生活関連施設の位置は令和3年8月時点		

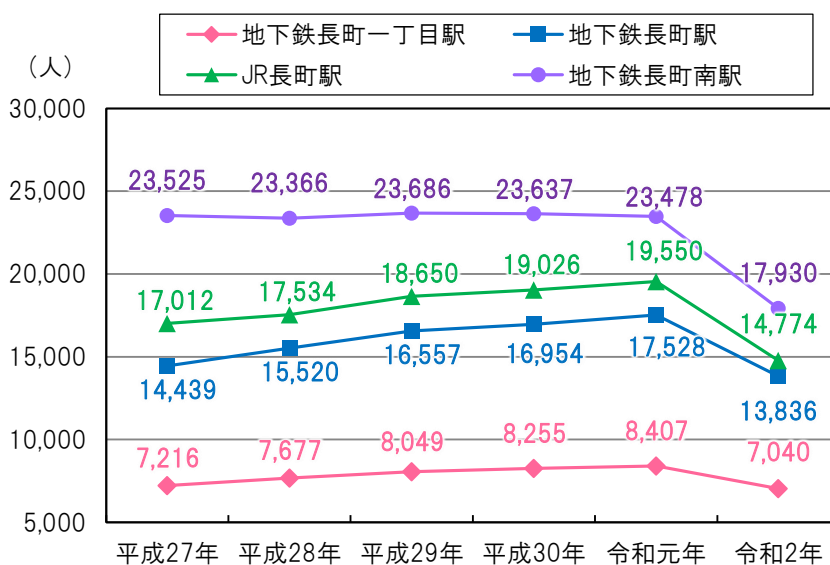
長町地区特定事業整備状況図(令和2年度末時点)(再掲)

※生活関連施設の位置は令和3年8月時点

(2) アウトカム評価

①公共交通機関の利用向上

- ◆ 長町地区における旅客施設（JR線・地下鉄線）の乗降客数は、長町南駅では横ばいですが、他の旅客施設では乗降客数が増加しています。
- ◆ 主な理由としては、あすと長町地区の土地利用促進などが考えられます。
- ◆ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全ての駅で乗降客数が減少しています。
- ◆ 地下鉄駅及び周辺では、各特定事業計画におけるバリアフリー化の事業が実施されており、これまで以上に安全で快適な移動経路が確保されているものと考えます。



1日当たりの乗降客数（再掲）

※1日当たりの乗降客数＝1日平均乗車人員×2

資料：仙台市統計書

②市民満足度

令和3年11月30日に開催したまち歩きワークショップの中で、参加者に満足度調査を実施しました。

- ◆ 平成26年度策定の本基本構想に基づき進めてきたバリアフリー化の整備内容について、ワークショップ参加者の満足度^{*}は全体で94%となり、高い評価になりました。

※まち歩きのルート上にある歩道や信号機などについて、バリアフリー化されているか点検するための各チェックポイントを設け、参加者が「対応している・満足」と評価した割合

令和3年度まち歩きワークショップで挙げられた主な意見

ワークショップ参加者からは、バリアフリー改正法の移動等円滑化基準等に基づいた内容でバリアフリー化されていたことから、高齢者や障害者等の移動のしやすさや安全性、特定旅客施設の利便性などについて向上されていることが評価されました。一方で、さらなる対策が必要であるとする評価も見受けられました。

地区全体	<ul style="list-style-type: none"> • 地区全体で特定事業実施箇所に対して良好な評価である • 歩道について幅員も広くスムーズ歩道が設置されているなど良好な評価である • バス停における自転車道との錯綜への対応には留意
道路・歩道	<ul style="list-style-type: none"> • 歩道が広く視覚障害者誘導用ブロックと車いすがそれぞれ通れるので良い • カラー舗装で歩車区別しやすい • 歩道の幅員が広く、歩道上への路上駐車がみられるため、対策が必要
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> • エスコートゾーン用の視覚障害者誘導用ブロックがあるのが良い • 交通量が多いので、信号機の音が聞き取りにくい
地下鉄長町駅	<ul style="list-style-type: none"> • 通常、改札への視覚障害者誘導用ブロックは有人改札へ案内しているが、地下鉄長町駅では、一人でも改札へ入れるよう、視覚障害者誘導用ブロックを自動改札につなげている点がよかった • エレベーターの出入り口がわかりづらい箇所にあるため、案内を増やすなどの誘導が必要 • 駅の施設（券売機等）は、車いす利用者、視覚が不自由な方の利用に配慮した整備が必要

(3) 長町地区における課題の整理

地区の概況やまち歩きワークショップの結果から、長町地区のバリアフリー化における課題を以下に整理しました。

- ① 複数の駅や、新たな都市基盤整備により、高齢者や障害者等の利用する施設が広く分布している。こうした施設間の回遊性に考慮した円滑な移動動線の確保が必要である。
- ② 施設の老朽化による移動の円滑化の支障が生じないよう、既存施設の適切な更新の検討が必要である。
- ③ バリアフリー化の整備が済んでいる施設でも、高齢者及び障害者等にとって依然として不便な状態もあるため、整備済みの施設でも更なる検討が必要である。
- ④ 歩道上への駐車など、障害者に対する自動車利用者の理解不足や、ルールを守らないことにより、高齢者及び障害者等へ危険が及んでいることから、自動車利用者への啓発が必要である。

(4) 長町地区のバリアフリー化の推進に向けて

平成26年度に策定した本基本構想に基づく特定事業計画により、長町地区におけるバリアフリー化の事業を進めてきましたが、計画どおりに進めることができなかったものもあります。

長町地区は仙台都市圏南部の活動を支える生活拠点であり、既存市街地と新市街地の人々が安心して交流でき、だれもが安全かつ快適に移動できる空間が求められます。

このため、計画期間内に完了しなかった特定事業については、引続き事業を継続しバリアフリー化を推進していきます。すでにバリアフリー化が完了している施設については、必要な機能が損なわれないよう適切な維持更新を図っていくことはもちろん、既存施設の更新にあわせて改善を検討していくものとします。

また、特定事業計画に基づくハード整備は、長期の時間を要することもあります。このため、高齢者や障害者等の安全確保には、市民一人ひとりが互いに支えあい、理解を深める意識の向上が必要であり、こうした取組みを推進していきます。

編集・発行

仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課